

食品に関するリスクコミュニケーション

(農薬に関する意見交換会)

日時：平成16年10月22日

場所：神戸市教育会館大ホール

司会

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、食品に関するリスクコミュニケーション、農薬に関する意見交換会を開催いたします。

まことに申しわけございませんが、本日は休憩のお時間を余り十分とることができません。ご休憩の必要な方は、周りの方のご迷惑にならないように適宜おとりいただいたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、農林水産省近畿農政局消費・安全部長の信太より、最初にごあいさつを申し上げます。

信太部長（農林水産省）

皆さん、こんにちは。

恐縮ですが、高いところからごあいさつさせていただきます。近畿農政局の信太でございます。

ことは、たび重なる台風が上陸いたしまして、全国各地で被害が出ておりますが、特に一昨日の台風23号につきましては、この近畿地域を直撃いたしましたので、ここ兵庫県におきましても円山川流域の豊岡市、あるいは淡路島等で多数の死傷者ですとか行方不明者、それから家屋の浸水被害や河川の決壊等、甚大な被害が出ております。

また、農業関係でも野菜ハウスの倒壊ですとか、あるいは果樹の落下、ため池の決壊等々の被害が多数生じております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて本日は、こうした中、農林水産省主催の「食品に関するリスクコミュニケーション、農薬に関する意見交換会」にこうして多数ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。ご案内のとおり食の安全・安心につきましては、消費者の皆さんの関心が年々高まる中で、国は昨年7月に制度の大きな見直しをいたしました。食品安全基本法が制定されますとともに、食品の摂取が人の健康に及ぼす影響、リスクについて、科学的な評価を行う機関と

ということで、内閣府に食品安全委員会を設置いたしますとともに、その科学的なリスク評価に基づいて、行政がそのリスクを押さえる対策を実施する、いわゆるリスク管理を担う機関ということで、農林水産省、それから厚生労働省が位置づけられました。それぞれの機関が役割分担と連携いたしまして、国民の皆さんの食の安全・安心の確保に全力で取り組んでいるというところでございます。

また、その農林水産省の組織においても、本省に消費・安全局というものを設置いたしましたし、それから地方におきましても各農政局に消費・安全部を設置しました。さらにその出先機関ということで、食糧事務所を改組しまして農政事務所ということで、鋭意、食の安全、安心の確保に取り組んでいるというところでございます。

こうした新たな体制のもとで、この近畿地域におきましても、昨年7月以降、BSEの発生への対応ですとか、あるいは本年2月の京都府下でおきました鳥インフルエンザの対応につきまして、特に風評被害の防止ですとか、蔓延防止対策等に努めたというところでございます。

また、後を絶たない食品の原産地偽装表示問題への対応等々いろいろございますが、今後とも消費者の皆さんの食の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、農林水産省は、昨年の9月以来、個別のテーマにつきまして、きょうのような消費者の皆さんとのリスクコミュニケーションを頻繁に開催しております。本日は農薬の適正使用と安全管理ということをテーマに、ここ神戸で開催をさせていただくということになった次第でございます。

本日はこの後、農林水産省からの農薬の登録制度の説明ということ、それから残留農薬研究所の寺本先生、千葉大学の本山先生から農薬に関する安全性評価や環境影響評価などにつきまして、情報提供をしていただきますとともに、農薬を使用する立場の生産者の方々、それから安全な食糧の供給を求める消費者の方々等、それぞれの立場からパネリストとして農薬の適正使用と安全管理についてのお考えをご披露いただくという予定となっております。

またパネリストの皆さんの意見交換の後には、限られた時間ではございますが、会場の皆様からもご意見、ご質問をいただき、意見交換を行う予定になっておりますので、ぜひ率直なご意見をちょうだいし、実りある意見交換会となることを祈念いたしまして、簡単でございますが、私の開会のあいさつとさせていただきます。

司会

ありがとうございました。

私は本日の司会進行を努めさせていただきます農林水産省消費・安全局消費者情報官補佐の中山と申します。不慣れではございますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。

では、次に、本日使用する資料の方でございますが、お手元に封筒に入れてお配りさせていただいております。中を見ていただきますと、議事次第、出席者名簿、座席表、それから右肩に資料としまして1～5番、それから参考資料といたしまして、私ども農林水産省の方から食品安全委員会、厚生労働省の情報も含めまして食品の安全性に関する情報をお届けしておりますメールマガジン「食の安全・安心トピックス」のチラシを入れさせていただいております。

不足しているものがございましたら、スタッフとここに付けている事務局、または受付の方にお申し出ください。

続きまして、本日の進行についてご説明をさせていただきます。

本日は農薬に関する意見交換会でございますが、先ほど部長からのご説明があったとおり、意見交換に先立ちまして農薬に関する情報提供として行政の担当者、専門家の方々から45分程度ご説明をいたします。その後、意見交換に入りたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

では、まず最初に、説明をいたします説明者をご紹介します。

こちらの方から、財団法人残留農薬研究所の寺本常務理事です。

千葉大学園芸学部生態制御化学研究室の本山教授です。

私ども農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長の横田でございます。

それでは初めに、農薬取締法の概要について、農薬対策室長の横田よりご説明をいたします。

横田（農林水産省）

農薬対策室長の横田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

農薬対策室は農水省の消費・安全局にございまして、農薬の登録に関する業務ですとか、あとは農薬の製造、販売、使用に関する指導とか取り締まり、いわば農薬に関するリスク管理を行っている部署でございます。農薬とは、と言ったときに「絶対安全なのか」という話をよくお聞きするんですが、これは食品でも何でも含めて絶対に安全ということはないと思います。さらに農薬については、例えば田んぼでも畑でもそういうところで開放系

で使うということがありますので、さらに厳しいハードルがたくさん設けられております。

きょうは、そういう農薬取締法に基づく安全性の確保の話と、あとは農薬そのものの削減をどうやって進めていってるのか、このあたりの話をかいつまんでお話ししたいと思います。

まず、農薬とは何かといったときに、1つは病害虫の防除に用いる薬剤でございます。これは1番向かって右側にある殺虫剤とか殺菌剤、除草剤とか化学合成のものもございませし、天然物もございませ。あと成長調整の薬剤ということで、植物自体が持っているホルモン、これを合成するような形で、例えば着果促進とかそういうふうにするもの、さらに病害虫防除に利用する天敵、これは蜂とかテントウムシとかそういうものを含めて農薬という形になります。

じゃあ、農作物の病害虫防除の必要性は何なのかと、これ見ていただくと1つ左の方はトマトの疫病と、これ温度が大体20度ぐらいで、湿気が多いときにトマトに発生する病気です。例えば雨が降って水がはね上がったりしますと、そこに菌が一緒にはね上がってきまして、結局このように枯らしてしまふ。雨よけ栽培とかそういうことで防ぐことはできるんですが、こういうふうにかかってしまふと、やはり作物も病気にかかれば農薬をまいて病気を防ぐという形が必要になります。

もう一つ、リンゴのシンクイムシ、これは蛾の幼虫がリンゴに入りまして、リンゴの中を食っちゃう。最近ほとんどないと思うんですが、たまにリンゴを割ったりしますと中に幼虫みたいなのがいると思います。ひどくなりますと、こういうふうになるとほとんど食べ物にならないということになってしまふ。

もう一つ、これ農家の方に協力いただいて病害虫の防除をせずにやったもの、無農薬の場合と農薬を使用した場合で比較したものです。1つには収量がおちるということもありますが、こういうふうには虫に食べられてしまふと、基本的にはもう生産物出荷ができない、出荷をしたとしても、およそこういうものをスーパーで買っていただく方はいらっしやいませないので、どうしても防除が必要になってくる。特に冬になりますと、虫などは少ないので比較的防除をする回数というのは減るんですけども、春から夏になれば、これはチョウチョなんか飛び回って卵を産んで虫が出てきますので、どうしても病害虫防除をしなければ生産ができないという形になってしまふ。

では、病害虫防除というのはどういうものがあるんだろうといったときに、1つはこの左上にあるように耕種的防除、これは病害虫に強い品種を使いましょうというような方法

です。それですとか、左下にある生物的防除、これは例えば水田なんかでカブトエビという小さな小さなエビがいるんですけれども、そういうものを使って除草するとか、あとは天敵を利用するとか、生物を使って防除をしましょうというもの。右上にありますのが物理的防除、これは防虫ネットみたいなのを張って、虫が入ってこなくなるようにしましょうというもの。あとは化学的防除ということで天然由来の農薬ですとか、合成農薬を使って防除すると、こういうふうに大きく分けて4つぐらいの方法がございます。

特に今日は農薬についての安全性でございます。農薬につきましては、先ほども言ったとおりたくさんハードルが設けられております。

第1点目は、農薬の登録制度、ここで農薬自体の安全性のチェックというのが行われます。2つ目に、今度は無登録農薬の取り締まり、これは2年ほど前に、覚えていらっしゃる方もあるかもしれませんが、ダイホルタンとかそういう無登録の農薬が使われまして、梨などの果物類、これが現場の方で全部廃棄処分されてしまって、出回らなくなってしまうという事態が生じてしまいました。そういう無登録農薬についてはもう使わせないという形で取り締まりを行うと。さらに3点目として農薬については正しく使用してもらうという規制をかける。さらに4点目として、出回ってるものについて、もしくは出荷しようとしているものについて農薬が残留しているのかどうかという監視を行うと、こういう4段階で農産物についての安全性の確保というのには行われております。

では、農薬登録制度による安全性のチェックとは何ぞやといったときに、左上にあるとおり、これは農薬取締法という法律がございますが、そこで登録された農薬のみ、そのみが製造できて、輸入できて、販売できて、使用ができると、要するに登録されてないものはだめですという形になります。

では、農薬の登録というのはどうなのかというと、後ほどこれ詳しい話がございますが、科学的評価で安全性が確認されたもののみが登録されます。要するに登録されたものだけが使用できる、登録されなければ使用できないということになります。

では、食品中の残留農薬との安全性のチェックはどうなるんだろうかといったときに、例えばこれは人間で試験することはできませんので、動物でいろんな試験を行います。そのときに、動物に毎日農薬を与えたとしても影響がない量というのを求めまして、それでさらに安全性をかけて人間に対する1日当たりの摂取してもいい量というのを定めていきます。これが1日あたりの許容摂取量、右上に書いてありますADIというものでございます。このADIから見て、それぞれの作物ごと、農薬ごとに残留基準というものが定め

られています。左にあるとおり、病虫害防除に必要な条件で作物残留試験というのを行います。

例えばある虫、ある病気の防除を行うときに、ある農薬を使うときに希釈倍数を2,500倍にして3回ぐらいまきましょうといったときには、この左下にあるとおり、では残留の推移は一体どうなるのだろう。この左側の幾つかの試験がある中で、青い線があると思いますけれども、青い線で農薬をまいた次の日に0.1から0.15ppmぐらいの残留があるときには、残留基準と安全性の関係で、残留基準が0.5で、実際の残留が0.15であれば、かなりの安全性の枠に入ってる。それをもとにして農薬の使用基準というのが定められているんです。そのときに希釈は2,500倍に薄めましょう、回数は3回までです。使うのは収穫前日までです。という形で実際の残留の試験をもとにして使用方法が定められているというのが農薬でございます。

これを全体的にみれば、農薬の使用基準、さっき言った回数ですとか、濃度、時期というのを、守れば残留基準を超えることはありません。通常の食糧消費であればADIを超えない、つまり直接的に体に影響があることがありませんという形で安全性のチェックというのが成り立っております。

もう一つ、これが無登録農薬の取り締まりの関係でございます。先ほど言いました2年前に無登録農薬が使われてしまったという悲しい事件がございました。これをもとにしまして、約2年前、平成14年12月に農薬取締法を改正いたしました。従来はこの真ん中にあります黒い矢印でありまして、無登録農薬の取り締まりについてはそういうものを販売させないという形だけで規制が行われておりました。ただそれだけでは不十分だということもございまして、法律を改正して、この左側の方の、1つは農薬の製造・輸入、これも登録をとらないとだめですよ。今度は一番右側の方、登録をとらなければ使用しちゃいけませんという形で、製造、輸入、販売、使用とすべての段階に規制をかけるという形で農薬取締法の改正を行いました。

特にこれは農家の方々からは、厳し過ぎるというご批判も多少受けておるんですけれども、農薬の使用をきちんとやるということで、安全、安心な農産物を消費者の皆さんに供給できるという面では、絶対的に必要な事項だと思っております。14年12月農薬取締法が改正される以前は、農薬の使用者についてはできるだけ守ってくださいという努力の規定というのがございました。それを農薬取締法改正後は、使用者が守るべき基準ということで、これは罰則を伴う遵守すべきものという形でかけております。

食用農作物、飼料作物も同じような形でございますが、きちんと登録された作物に使う、使用時期もきちんと守る、例えば収穫前日だったら前日まで、収穫1週間前だったら1週間前までという形で使用時期を守る、使用回数が例えば3回だったら3回というのを守る、あとは希釈倍数、例えば1,000倍と書いてあったら1,000倍を守る、2,000倍と書いてあれば2,000倍を守るという形で、最低限これだけの基準は守ってくださいというものを罰則つきで定めております。

今度はさらに農薬を使用したときに、本当に使用方法が守られているのかなということをチェックするシステムを設けております。これは全国で4,000ぐらいの農家を毎年選定いたしまして、これは新しく農水省の中の地方農政事務所の職員が農家を回って、使用状況の点検を行っております。

さらに、そのうちの任意で協力いただいた農家の方からサンプルをいただきまして、使っている農薬について残留の分析を行っております。これ多少おこなっているんですけども、15年分についても大体残留の分析が終わってきておりますので、これを取りまとめまして、今月の末から来月の始めぐらいに、全部オープンにする予定にしております。どういう作物でどういう農薬について残留が見つかったのか、さらに基準値をオーバーしたものがいいのかどうか、これはプレスの方にリリースするとともに、私どものホームページなどでも全部オープンにしますので、ご興味のある方は来月始めぐらいになれば農水省の農薬のホームページの中に全部情報として提供するようにしております。

さらに、残留基準値を超える農作物があった場合にはどうなるのか、これは食品衛生法に基づきまして、その農産物の回収とか廃棄、積み戻しの命令というのが入ってまいります。

さらに、そういう情報をいただきましたら、今度は農業部局において、調査とか指導を行うという形でチェックが行われております。これは厚生労働省さんで行われている食品中の残留農薬の分析の結果なんですけど、実際には使用方法等守られて使っているというのもございますし、農薬の検出数を見ても0.何パーセントさらに基準値を超えるものについてはさらにゼロがふえるという形で0.0何パーセントの世界で検出されるというのが現状でございます。

ときどき新聞なんかで残留基準値をオーバーしてますよという報道があるんですけど、例えば残留基準値を何百倍もオーバーしている作物がいろんなもので見つかって、それを毎日ずっと食べてるということであれば、これは当然ながらリスクが生じる可能性があります。

すけれども、瞬間風速的に食べて何が問題があるかといえ、基本的にはバランスのいい食生活をやっておれば、すべてのもので全部残留基準値をものすごい倍率でオーバーしているということはおよそ考えられませんので、すぐに大変だということはありません。ときどき新聞の書き方ですと、いかにもすぐに健康被害があるような書き方をされるんですが、そこはよくよく記事をお読みになれば、たまたまこういう形で見つかるなど。ただ、それでも我々としてはきちんと指導して、二度とそういうことが起こらないように徹底してやっているということでございます。

これをまとめますと、農薬のリスクの管理というのは安全性評価と登録というのがありまして、登録農薬を販売させて、正しい使用をさせるという形になってまいります。

次に、もう一つの話として、残留農薬のリスク削減というそもそもの話がございませう。これは右側の方になりますけれども、化学農薬の使用の削減をしようということも取り組んでおります。これを少しご紹介したいと思います。

そもそも農薬の使用量がどういふふうになっているかというのを見ていただきますと、これがちょうど20年間ぐらいが表になっておりますが、農薬自体の出荷量見ていただきますと、例えば1980年あたりで70万トンぐらいですか、しっかりあるんですけども、それが2000何年になると大体半分ぐらいに減っていると。当然農地面積が減ってるじゃないかとあるんですが、農地面積、単位面積あたりで見ましても、かなり減ってきているというのが現状でございます。

もう一度戻りますと、いろんな防除方法があるということは最初に申し上げたんですが、今度は、生物的防除とか、農薬を使わないような防除についてもちょっとご紹介したいと思います。

1つ、天敵を使って防除するということでございます。確かに害虫の密度が余りにも高くなってしまうと、これは天敵だけで押さえることができませんので、当然農薬の必要性は出るんですが、初期の間に天敵を使って初期密度を押さえて、害虫の密度を全体的に押さえるということがございます。

害虫の中でも難しいのが例えばアブラムシとかダニみたいなものでございます。これは物すごい倍率でふえていきます。特にアブラムシのようなものはちょうどこうやって寒くなってきますと、雄と雌が出てきて交尾をして冬を過ごしていくというのがあるんですけども、夏になりますとアブラムシの中には、雌だけでどんどんふえていって、単為生殖している。雄としては非常に寂しい話なんですけれども、雄と出会わなくてもどんどん子

供をふやせるという特徴を持っておりまして、すごく数がふえてしまいます。初期であればこういうカゲロウの幼虫などがどんどんアブラムシを食べてくれます。

また、ダニなどもものすごい勢いでふえていくんですが、ダニを食べるダニ、ときどき新聞なんかでご覧になるかもしれませんが、チリカブリダニというダニを食べるダニがいます。

こういうものを使うことによって害虫のそもそもの密度を押さえて、農薬の使用を減らすのでございます。当然農薬を使ったら、こういう天敵も死んじゃうじゃないかということがありますが、今、農薬の方もかなり選択性が強くなってまして、例えばアブラムシだったらアブラムシを特異的に殺すというような農薬がふえてきています。逆にいうと、1つの農薬をまけば全部の虫が死んでくれるということもないので、逆に農家の側からすれば農薬を使いにくいというのがあるかもしれませんが、天敵を生かしつつ防除を行うという面ではそういう開発がどんどん進められてきておるといのが現状でございます。

さらにもう一つは、交信攪乱というものでございます。特に蛾は雌が何らかのフェロモンを出して雄を呼びつけます。雄はそのにおいをかいで雌を見つけて交尾をして産卵をする。産卵をするとそこからふ化をして幼虫が出てくる。この交信攪乱剤というのが雌が出すフェロモンと同じような物質を化学的に合成いたしまして、それをこういうふうに果樹園なんかにはたくさんつけておくんですね。そうすると、いろんなところで雌のにおいがするわけですから、雄は雌を見つけることができません。そうすると交尾ができなくて産卵もできない、ということは幼虫は出てこないということになります。たまたま運のいい雄は雌を見つけて交尾することができるかもしれませんが、一般的にはたくさんこういうふうに交信攪乱剤を使うことによって、交尾のチャンスをかなり少なくして産卵を防いでいくという技術がございます。これは虫の世界ならいいんですが、雄にとっても雌にとってもちょっと寂しい気がしますが、人間のためには、いい農産物を供給するためにはいい技術だと、こういうものを今どんどんふやしていこうというふうに進めておる最中でございます。

これは全体的に整理いたしますと、左側の方で農薬のリスク管理ということで、農薬自体の安全性の評価なり、無登録農薬の取り締まりなり、農薬の正しい使用ということで1つの側面がありますし、一方右側の方で、そもそもの化学農薬の使用の削減も進めていきたいと思いますということで先ほど言いました天敵を使うとか、交信攪乱剤を使うとかいう形で農薬そのものの使用も減らしていくということで、全体として安全・安心な農産物の供給

を進めていこうという形で実施しているのが現状であります。

非常に簡単ですが、以上で農薬の安全性の確保について終わらせていただきます。

司会

続きまして、農薬のリスクと安全性評価について、残留農薬研究所の寺本常務理事、お願いいたします。

寺本（学識経験者）

では、早速話に入らせていただきます。

スライドをお願いします。

初めに、農薬は一体世の中にどんなふうにして出てくるのかということ、ちょっと頭に入れていただきたいと思います。

農薬は農薬会社、たくさんの化学合成が行われてまして、薬効とか薬害について調査されますけれども、その中に農薬としてすぐれたものが見つかってまいります。そうすると、圃場に移して、薬効と薬害について本格的な調査が行われ、同時に毒性試験ですとか、環境試験、残留性試験といったいろいろな試験が行われてまいります。全部のデータが出そろいますと、農薬としての登録申請が行われて、それぞれのデータについて安全が確認されますと、はれて農薬として登録されてくるということでございます。

当然、農薬は人の薬と同じことございまして、植物、あるいは農作物にとっての薬ということで、我々にとっては非常になくてはならないものということが言えるんですけども、使い方を間違えますと、これでおわかりのように薬害とか毒性、あるいは環境毒性、残留性といったようなマイナスな影響をこうむるということがないとも限りませんので、こういったことをよく理解をして使っていく必要があるというふうに言えると思います。

きょうは、この中の毒性試験と安全性評価のことをお話したいと思います。

それで、農薬の毒性試験といいますのは、農水省の毒性試験適性実施基準、G L P基準といいますが、これに適合した施設において実施できます。それと農水省が定める毒性試験指針、ガイドライン、これに準拠して実施されております。このG L P基準といえますのは、例えば動物の福祉に配慮した飼育施設を保有しているかですとか、被験物質とか、得られた試験のデータの保管の状況がどのような施設で行われているかといったようなハードの面と、それから毒性試験の品質、信頼性を保証するようなシステムがちゃんと働いているかどうか、あるいはそこで働いている試験責任者を初めとする職員の教育、訓練というのが適正に行われているかというようなソフト面、両方について厳しい基準が設けら

れておりまして、3年ごとに査察の立ち入り検査を受けております。

それでガイドラインですけれども、ガイドラインは1960年代後半になって、DDTなどの有機塩素系農薬の残留性問題ということがきっかけとなりまして、毒性試験の方法、種類といった方法に関する指針、ガイドラインが通知されたものでございます。

1960年といえますのは、サリドマイドの事件ですとか、水俣病の環境問題というのが起きてきた時代でございまして、農薬についても厳しい見直しがなされたということでございます。

1972年に初めてガイドラインが出されまして、その後、毒性学の進歩に伴って、1985年と2000年に大改正がなされております。

それでこのガイドラインの中で要求されている試験としては、これぐらいの試験がございまして。これはまだ全部ではございまして、全部で25、26本の試験が要求されているんです。小さくて読めないかと思いますが、こういったたくさんの毒性試験の特徴というのを、一言で申しますと、農薬の毒性試験は人の曝露様式に合わせて試験法が工夫されているというふうにいえます。

それで、人と農薬とのかかわりで見えますと、大きく2つのグループに分けることができると思います。1つは職業的に農薬を取り扱っていらっしゃる方々、もう一つのグループはそうではない方々というふうに分けることができるかと思えます。それで、職業的に農薬を取り扱う方々の場合は、比較的多量の農薬を短期間摂取する可能性がございまして、この場合の毒性試験としては種々の経路で単回投与する試験、それと経口的に繰り返し投与する試験を実施するというようになっております。

絵でかきますと、散布の作業中に鼻から吸い込んだり、口から入ったり、皮膚から入ったのが全身に回るということでございます。

それで、実際の試験としましては、単回投与の試験としてはこういったものがございまして、急性毒性試験の場合にはラットに経口、経皮及び吸入の形で1回だけ投与しまして、致死量がどれくらいなのか、あるいは標的となる臓器はどこなのかといったようなことを調べます。いってみますと農薬の毒性の基本的なプロファイルをこれで知ることができるというふうにいえます。それから、神経毒性がある場合は急性神経毒性試験というのを、別途実施することになっております。

それから、下に書きました皮膚及び眼刺激性試験、それから皮膚感作性試験の場合には、皮膚ですとか眼といったような適用部位、その部位における変化というものを調べようと

するものでございまして、これはまさに散布の作業中に皮膚についてしまった、あるいは目の中に入ってしまったということを想定した試験になります。

それから皮膚感作性試験というのは、皮膚アレルギー性を調べる試験でございます。

繰り返し投与する試験としては2つございまして、1つは90日間反復経口投与毒性試験でございます。農薬を一定期間、この場合は90日間ですけれども、繰り返しさきに混ぜて投与したときの臓器毒性、肝毒性ですとか腎毒性といったような毒性があるかどうか、あるとすればどれくらいの量から起きるのか、またそのような毒性の生じない無毒性量を求めるということになります。この無毒性量というのは先ほどお話にも出ましたようなADIの設定するとき大事な、そういうものでございます。

それから、ほかに経皮毒性とか吸入毒性、神経毒性がある場合には別途それぞれの反復投与の毒性試験も必要になってまいります。

それから、もう一つの試験として摂取と違った試験ですけれども、催奇形性試験というのがございます。これは妊娠中に毎日強制経口投与をしまして、母体毒性と胎児毒性を明らかにし、そのような毒性の生じない無毒性量を求めるということでありまして。これはいってみれば、農家のお嫁さんの安全を考えた試験というふうに見ることができます。

それから、そのほかの特殊な試験としまして、変異原性試験というのがございます。これは試験管内試験と動物試験と両方ございますけれども、農薬の遺伝子突然変異及び染色体異常誘発性の有無を調査するということでございますけれども、この変異原性という毒性がありますと、発がん性ですとか催奇形性と密接に関係してまいりますので、調査の早い段階でこういった試験が行われます。

それから、こういう強い毒性がある場合には農薬としては認められませんので、農薬として開発されるということもないわけです。

それから、もう一つのグループの人々というのは職業的に農薬に接するということがない方、大部分の方がこれに相当すると思いますが、一般消費者というふうに言いかえてもいいかと思えます。こういった方々の場合には作物中に残留する極めて微量の農薬を長期間にわたって摂取する可能性がありますので、ここで必要になる試験としましては長期間にわたって経口的に繰り返し投与する試験を実施することになります。

絵でかくとこうなりまして、口から微量な農薬を摂取するということでございます。

それで、実際試験としては3種類の試験が行われまして、1つは1年間反復経口投与毒性試験でございます。これは農薬を長期間繰り返し投与したときの臓器毒性、これは1年

間という非常に長い期間繰り返し投与しますので、慢性毒性というふうに置きかえてもよろしいかと思います。

それを明らかにし、そのような毒性の生じない無毒性量を求めるということでございます。

それから、もう一つの試験としましては、発がん性試験というのがございます。これは農薬を動物の生涯にわたって投与したときの発がん性の有無を明らかにするというものでございます。

3番目の試験としましては、繁殖毒性試験というのがございます。これは生殖機能に及ぼす影響と出生後の児動物の発育に及ぼす影響を2世代にわたって、親の世代から始めますと孫の世代まで調査しまして、そのような毒性の生じない無毒性量を求めるということでございます。この試験はどちらかといいますと農薬の毒性試験に特徴的な試験になります。医薬品なんかではこういった多世代にわたる試験というのは要求されておられません。この試験では、一番下に書きましたように内分泌攪乱作用ですとか、あと免疫毒性なんかも検出することができます。

こういった一連のたくさんの毒性試験を行いまして、全部データが出そろいますと、これが食品安全委員会の方に送られて、ここで内容が審議されて評価されます。それで特に安全性に問題がないという確認がなされますと、許容1日摂取量、さきのお話にも出ましたけれども、ADIというものが設定されます。

この出し方は今までお話したたくさんの毒性試験のそれぞれから出てくる無毒性量ですね、これのうちの一番小さい無毒性量を安全係数の100で割ったものでございます。この安全係数100といいますのは、人の中にも個人差がございますので、その毒性に対して強い人、弱い人、そういった個人差を考慮して10倍の安全を見込む、それから得られた毒性試験のデータは全部動物を使った試験データですから、人と動物とで差があるかもしれないので、もう10倍の安全を、合計100倍の安全を見ていくということでございます。

ADIというのは、1日あたり体重1キログラムあたりの農薬mg量ということであらわされます。これはもう一回言いかえますと、全く毒性のない量からさらに二けた低い量ということが言えると思います。

それで、最後に、人あるいは環境に対しての安全を講ずるためにとられている行政的なシステムというの1枚の表にまとめてみると、こんなふうになります。先ほどから言って

おりますような農薬に関してのいろんな試験成績というのを農薬検査所に提出いたしますと、そこから農林水産省を経由しまして環境省、厚生労働省、内閣府といったところに必要なデータがそれぞれ送られてまいります。

それで、毒性試験に関してのデータは、先ほども申しましたように食品安全委員会で評価され、まずADIから決められます。そうしますと、このADIを決して超えることのないようにこの厚生労働省で作物中の残留農薬基準というものが決められます。これは先ほどの話にあったとおりでございます。

それから、環境省では環境保護あるいは人の健康の保護という観点から登録保留基準というものが決められます。そうしますと最後に先ほどのお話にありましたけれども、農林水産省の方でこういった基準値がきちり達成されるように農薬の使用基準というものを決めるという、こういう形になっているわけでございます。

ですから、最初に申し上げたように、使い方を誤った場合には予期せぬようなマイナスの影響をこうむらないとも限らないというふうに申し上げたのはこういう仕組みになっているというふうにいえるかと思えます。

それで今までのお話をざっとまとめてみますと、最新の科学的知見に基づいて種々の毒性試験が実施され、急性毒性、臓器毒性、発がん性、免疫毒性、神経毒性、繁殖毒性、催奇形性、変異原性などの有無及びその無毒性量が明らかにされております。

それと毒性試験の結果に基づいてADIが設定され、人の健康保護が図られているというのをかいつまんでお話申し上げました。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

続きまして、農薬の環境影響について、千葉大学園芸学部の本山教授、よろしく願いいたします。

本山（学識経験者）

皆さん、こんにちは。

私はきょうは環境影響についてお話させていただきます。農薬といいますとマスコミや国民の多くの方には評判が悪いといいますか、健康にも環境にも悪影響があるんじゃないかというふうに思われている面があります。それは多分過去の農薬の悪いイメージがずっと引きずられているからじゃないかという気がするんです。

1960年代には先ほどもお話がありましたけれども、DDTとかBHCという選択性はあったので、ノミやシラミを防除するために人間の頭にも振りかけたりしたけれども、環境中に長期間残留するという欠点を持った農薬もあったわけです。それにパラチオンという薬もありました。この農薬は環境中では比較的速やか分解したんですけども、選択性がないために害虫にも人間にも猛毒だったわけです。

農薬は怖いというこういうイメージが非常に強くまだ人々の記憶に残っているんじゃないかと思います。実際にはこういう農薬は1971年、もう30年以上も前に禁止になっています。ですから、現在登録のある農薬というのは先ほどお二人の方からご説明ありましたように非常に厳格な試験と審査を経て登録されているものです。環境中に投与されますと、病虫害、雑草を防除するという目的を果たした後は、比較的速やかに自然の物質循環系に入って行ってなくなってしまいます。

何が環境中に入った農薬を無毒化して消化させていくかといいますと、1つは太陽の光で分解を起こす、あるいは水に溶ければ加水分解という反応で分解をする、また植物に吸収されれば植物の中の酵素で分解されますし、土に吸着されれば今度は土の中の微生物で分解される、そういうようなプロセスを経て自然の物質循環系の中に入って行ってしまいうわけです。

農薬の環境影響ということを考えてみますと、非標的生物という言葉がありますが、病虫害、雑草防除の目的を果たした後に病虫害、雑草以外の生物、すなわち非標的生物に悪影響があるんじゃないだろうかということが心配されます。

きょうは、そういう意味で私たちが実際に調査した2つの事例を紹介したいと思います。茨城県の北浦というところの周辺の水路で、水田から灌出した農薬の濃度は実際どれぐらいになってるんだろうというのを調べた事例と、それから千葉県香取郡の水田で空中散布をしたときに、水田の間を流れている川の中の生物にどういう変化が起こっているのかということは何年もかけて調べていますので、それを紹介したいと思います。農薬の空中散布は非常に広域にわたって行われますので、相当環境に悪影響が出るだろうと想像されるわけです。

最初の調査をしたところは、茨城県の北浦というところで、これは川の一部ですけども、川幅が広がっているので湖みたいに見えます。こちらが太平洋です。私たちの大学から車で片道2時間かかります。毎週ここに行きまして、1周しました。北浦の周辺というのは右側は大体水田地帯、左側はレンコンをつくっているハス田とかショウブをつくっ

てるショウブ田があります。こういうふうな小水路がいたるところにありますので、その水をとってきたわけです。

典型的な例をお見せしますと、こんなふうに水田の間に小さい小排水路がずっと張り巡らされています。ですから、水田で使った農薬は直接ここに入るといようなところですよ。ここに水神様がありますけれども、多分歴史的に随分川の氾濫で悩まされたんだらうと思いますね。

これは田植えの風景です。昔は大勢の人が腰をかがめて1本、1本田植えをする、非常に神聖な作業だったと思うんですけども、今は、こういう苗箱に稲の苗を育てて、それを機械に積んで自動的に置いていくという作業に変わり、よく見られる風景です。

そして、農薬の散布というのは、実はこの苗箱にぱらぱらと殺虫剤と殺菌剤をまくんです。そして水をかけて落ちつかせたりした後、この機械に乗せてひとりで置いていくというのが今の水田の農薬の散布の仕方です。1年に1回田植えのときにこうするだけです。あとは田植えが終わって、2週間ぐらいの間に、今度は除草剤を1回だけやります。それは田んぼのあぜ道を歩きながら、容器からぱらぱらと振っていくのが普通ですね。

私たちの水の分析は、大体関東地方は5月の連休のときに田植えをしますので、その前の4月28日から出かけて行って、1週間間隔ぐらいで7月31日まで水を採取してきて分析しました。

驚いたことに分析してみましたら、わずか3地点からしか農薬は検出されなかったんです。田んぼに直接つながっている小排水路ですから、もっとあちこちで検出されると思ったのですが。地点3では、5月15日にフェノブカルブという殺虫剤が0.65ppb、極めて微量です。この殺虫剤の環境省が定めている環境に対して安全だという環境水中の基準値というのはこれだけの値ですから、検出されたのはその何百分の1という値なんです。

それから、地点7ではエスプロカルブという除草剤が5月15日と5月20日ですけども、やはり0.8ppbとか0.2ppbという極めて微量検出されました。この場合の環境水中の基準値は100ppbですからやはり問題にならない程度です。

そして地点20では4月28日にテニルクロールと呼ばれる除草剤が0.13ppb検出されました。この場合は基準値は2,000ppbですから、その何千分の1にしかならないということです。

それで、いや、これおかしいな、世間の人が思ってるのとは全然実態は違うなということになりました。これではニュースにならないというか、これは私の指導する学生の卒業

論文として研究してますから、これじゃあ卒業論文が書けないなということになりました。そこで、急遽もっと環境影響、生態影響がドラスティックに出るところはないかということで、探しはじめました。関東地方は7月の中下旬に空中散布をしますので、そこで調査をすることにしました。これなら確実にもっと悪影響が検出できるだろうと思ったわけです。

これは千葉県の地図ですけれども、調査したところは、香取郡山田町というところで、成田空港はこの辺です。成田空港の北側で茨城県との県境に近いところですね。そこにこの仁良川と呼ばれる小さい川があります。途中に堰がありまして、堰の上流部分は両側山に囲まれた谷津田の部分、ここで約150ヘクタール散布します。下流は平野部でこのように約1,000ヘクタールもある大きな水田地帯です。両方とも空中散布をします。

空中散布をする前と後に何回か出かけていきまして、学生諸君と一緒に胴長というのをはいて川に入り生物の調査をしました。調査はたも網を使って、下流からと上流からとで、10メートルの間隔に生息している生物を半定量的に全部捕獲して調べたわけです。そういうことを何箇所かでやりました。捕獲した生物は実に多様でいろいろなものが含まれていますので、それを種類ごとに分類して数を勘定して、またもとの川に戻すということをするわけです。

どんなものがとれたかといいますと、魚としてはフナとかモツゴ、タモロコ、ヨシノボリ、ハゼなどいろいろなものがとれます。甲殻類としてはアメリカザリガニ、ホウネンエビ、両生類としてはトウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル、ウシガエル、アカガエル、昆虫類もいろんな水生昆虫がとれますし、その他貝類として、シジミもとれます。

したがって、田んぼに挟まれて田んぼからの農薬も流入するし、空から農薬も降ってくる、そういう小さい川においても自然は豊かに残ってるということです。

肝心の空中散による影響ですけれども、この年は空散は7月19日に行われました。このスライドは空散前の7月13日と17日の2回調べた生物の個体数を魚類、甲殻類ごとにまとめて示したものです。10メートル間隔あたりの個体数です。そして空散の翌日と約1週間後に再度調査しましたがけれども、前と後とで比べてみると、どの種類についても合計数に有意な変化はないということがわかりました。したがって、最初予想したのと反しまして、実は空中散布の農薬でさえ、今使われている農薬というのは、川の中の生態系にはほとんど影響を与えていないということです。これはニュースにならないのではなく、かえってニュースになると思って今日紹介しました。

ただ、今お話ししたのはここで使われていた農薬とこの調査地での話であって、その結論が日本全国に当てはまるかというと、それは言い過ぎになります。昨年と今年は、この地区では空散で使った殺虫剤だけは別のものに置きかえました。この地区の空散では殺菌剤を3種類、殺虫剤1種類、合計4種類混合剤として散布しておりますけれども、昨年からその中の殺虫剤だけを地元の要望で別の種類に置き換えました。そうしたら、とたんにその違いが生まれて、ザリガニだけはひっくり返りました。

これは今年の夏行った試験ですけれども、川の中のザリガニその他の密度を調べると同時に、こういうガラスのビーカーの中に川の水を入れて、その川でとれた魚だとかドジョウだとか、オタマジャクシだとかを入れ、こちらのビーカーにはザリガニを入れて置きました。空散をして1時間後に行ってみましたら、魚類には何の変化も見られませんでした。ザリガニだけは全部ひっくり返っていました。

だからといって問題があると言ってるわけじゃありません。確かに川の中のザリガニの密度は、散布1日後に急激に減りました。ところが2週間後、1カ月後、また今年、すなわち1年後行ってみましたら、全部回復しているんです。つまり農薬散布によってある特定の生物種が一時的に減っても、野外では、川の中の農薬の濃度に必ず不均一のところが出てくる。濃度の高いところと低いところが出てきます。それから生物には移動する自由があります。だから、農薬濃度の低いところに逃げていくこともできます。そうすると必ず生き残る個体が出てくるわけです。生き残ったものが次の世代をつくって繁殖してきます。農薬散布は年に1回～数回(多くても)しか行われませんから、たとえ一時的な変化があったとしても、しばらく時間がたつと、またもとのような密度が回復するという事です。ここをしっかりと区別する必要があります。

一時的な変化というのは、何をやっても起こるわけですね。私達が調査を行った仁良川では、地元の農家によって夏には川刈りと称する水草の除去が、秋には水路の泥さらいが、冬には落水といって堰の水位を落とす作業が行われていて、生物に大きな影響を与えています。農薬による変化はそれと同程度か、それ以下の変化に過ぎません。そういう一時的な変化というのは、農薬がもたらしているベネフィット、すなわち、農薬には私たちに安定的な食料生産を可能にしてくれるというベネフィットがあるわけで、そういうものとのバランスで考えれば私は許容可能な変化だろうと思います。ただし、生物種の絶滅につながるような不可逆的な変化をもたらす行為、そういうものは許容できない、そこを区別して考える必要があると考えます。

先ほどの1,000ヘクタールの下流の平野部の中には、小さい水路がたくさんあるんですが、その中の1本だけ、黒い土着のメダカが今でもたくさん生息しています。そこも両方の田んぼから農薬も入りますし、空中散布の農薬も降ってきます。そこで、空散農薬がメダカの密度にどれだけの影響があるか調べてみました。

7月18日に空散をし、その前後を調べたわけですが、5メートルずつ水路を区切ってそこにいるメダカの個体数を調べました。空散の前と空散の翌日に見ましたら、ほとんど有意な差はありません。ところが、空散の1週間後に調査をしてみましたら、1区と2区だけは極端に減りました。これはどうしたんだろうと思ったら、3区が極端に増えたことに気がつきました。つまりメダカが1区、2区から3区に移動したわけです。なぜ移動したかと言いますと、散布する前はこんなふうに水路に草がはえておりました。ところがこの水路の横の田んぼの農家は勤勉な方で、散布が終わったときに自分の田んぼの横の水路の草を全部とって水はけをよくしてしまったんです。そうしますと、メダカにとっては生息環境が非常に悪くなったもんですから、草のたくさん残っているところに移動していったということです。

千葉県の大東というところにやはり絶滅危惧種の一つであるゲンジボタルがたくさん発生するところがあります。行ってみますと、素掘りの水路です。そして水は山の湧水ですから1年中枯れることがありません。水草があって、そこにカワニナというゲンジボタルの幼虫の餌になる貝がたくさん発生していました。すぐ隣の田んぼに行きますと、きれいなコンクリート3面張りのU字溝が設置されていて、ここには水草もないし、カワニナもないからゲンジボタルは発生できないのです。つまり、多くの人は今でも農薬のためにボタルが減ったと言いますが、それは違います。こういうふうに技術の進歩によって水路が変化したために生物が生息できる環境ではなくなったということです。

これももう一つの例ですが、昔は田んぼのあぜを切って水路の水を入れたり、また水路に流したりしていました。ですからメダカもそれと一緒に移動ができました。今は設備がよくなって、排水をよくするために実は地面から60センチぐらい下のところに、暗渠排水という設備があって、このパイプの栓を抜けば水は全部この下の水路に落ちることになっています。つまり水生生物が行き来できる道としての水は田んぼと水路でつながっていないわけです。そして時期が来たら、今の稲作の栽培技術ですと、水を全部落として乾田化してしまいます。そうすると、水生生物は生きられないわけですね。農薬のせいじゃないんです。

これは成田空港の近くのやはり広々とした水田ですけれども、今の水田というのは、このように生産性を高めるために設備が改善されてきています。ここはいつてみれば私たちの食料生産工場です。ですから生産性を高めるということが非常に大事なんです。ここにメダカがいなきゃいけない、何がいなきゃいけない、自然生態系が保全されなければいけないというのは、都会の人のエゴだと思いますね。農家にとってはここはできるだけ良質のお米をたくさん生産して、私たちに供給するための工場だということです。私達が生物多様性を保全するために守るべき環境は、水田の中ではなくて、水路や調整池など水田周辺の環境だというのが私の考えです。

メダカやホトケドジョウやゲンジボタルが少なくなった本当の原因というのは何か。マスコミや、農薬反対の方々や、一部の研究者たちの中にはいまだに農薬のせいだと言う人がいますけれども、それは違います。1つには水田の用水路、排水路がコンクリート製になったために生物が棲み難くなったこと、また灌漑水路を時期が来たらとめてしまいますから、水路が干上がって水がなくなってしまうということ。暗渠排水設備の普及によっても、水田はある時期完全に乾田化して水がなくなります。それから、昔はため池やその他の自然の湿地がすぐ近くにあったんですけれども、それが埋め立てで宅地化してしまったために、水路や田んぼに水がなくなった時に生物の逃げ場がなくなったということも原因の1つでしょう。

それから一番大きいのは家庭の一般雑排水、この中には各種洗剤が含まれてますが、そういうものが水路の汚染を起こしているという実態があります。私たちが調べてみましたら、あるシャンプーに含まれているジंकピリチオンという抗菌物質は水生生物に対してものすごく毒性が高いということがわかりました。日本には水質汚濁性農薬に指定されているロテノン（デリスという植物の根から抽出した物質）という殺虫剤と同じぐらいの毒性があります。それだけではなくて、魚に背曲がりを起こすことも知られています。それから、10のマイナス15乗という極めて低い濃度で、ウニの卵からふ化した幼生の発育も阻害するという報告もあります。こういうものが皆さんの家庭からシャンプーをしたときに毎日毎日下水に流されて、それが農業用水路まで汚染しているということです。従って、水田周辺の生態系が貧弱になっているとしたら、それは農薬のせいではなくて、私達自身を含めてそれ以外のところに原因があるということです。

これは私たちが農薬の生態影響評価の研究に使わせていただいている千葉県のある谷津田の農家の稲刈りの風景です。この人は私より3歳上ですからもう65歳ですけれども、こ

の集落に18軒ある農家の中で1番、年が若い農業従事者です。こういう方が毎年毎年こうやって食料をつくって私たちに供給してくださっているわけです。多分、江戸時代からこの方の先祖が切り開いた田んぼをずっと守ってやってきてくださっているのだと思います。

私の今日の話をもとめましょう。まず、農薬の環境影響というのは非常に誤解されてる面があるということ。現在使われている農薬は実際には環境にほとんど影響を与えていない、与える場合があってもそれは回復可能な、またもとに戻る一時的な許容範囲の変動にしか過ぎないということ。したがって私達は農薬というものを適正に使って、胸を張って、人にも環境にも安全な食料生産を確保しようじゃありませんか。日本の食料生産を確保するには、それを担ってくれる農家をいじめてはだめです。農家がいじけるような「農薬は危ない、悪い」というような言い方をしてはだめです。実態はそうではないのですから。

それから、食料生産をする農地を守らなければいけない。家庭の雑排水で水路が汚染されるようなことをしてはいけません。その上で農業を守って、私たちの食料生産を確保する必要があるというのが私の考えです。

今日はご静聴どうもありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

そうしましたら、ここで大変短くて恐縮でございますが、5分間だけ休憩をとりたいと思います。あちらの時計で40分に意見交換を開始させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(14時35分休憩)

(14時42分再開)

司会

短い時間で恐縮でございます。

では、これから意見交換を始めますが、改めて本日の出席者をご紹介します。

本日は広くご意見をいただくために出席者を募集いたしましたところ、100名の方にご応募いただきました。当初予定しておりました範囲内で会場にもお越しいただける範囲でしたので、全員の方にご出席いただいております。

また、消費者の代表として特に前のお席でご意見をいただく消費者団体の方を募集しま

したところ、4団体の方にご応募いただきました。これらの方々からは「農薬について」と題したご意見を応募の際にちょうだいしております。本日の資料4で4名の方の意見を配布させていただいています。

ここでおわびでございますけれども、この資料の中で一番最後に、真田さんのご意見を載せさせていただいておりますけれども、一番の出だしのところ「農薬について」というふうになっておりますが「農業について」の事務方の間違いでございます。おわびして訂正いたします。

会場に出席の方につきましては、大変多数のため、お手元の出席者名簿にかえさせていただきますと存じますので、御了承ください。

なお、資料作成前に応募いただいた方ですとか、当日お越しいただいた方は、お名前が載っておりませんので、御了承ください。

続きましては、ご意見を提出していただきました消費者団体の方々でございます。

皆様から見て、右手から3人目の方、NPOコンシューマーズ京都のあざみ事務局長です。

あざみ（消費者）

あざみでございます。

司会

生活協同組合コープこうべの伊藤理事でございます。

伊藤（消費者）

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会

関西消費者連合会の角田会長です。

角田（消費者）

角田でございます。よろしくお願いいたします。

司会

生活協同組合都市生活の真田理事長です。

真田（消費者）

真田です。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、農薬を使う立場としてご出席いただいております生産者の方々です。

中央のお席より、JA全国女性組織協議会の大蔵副会長です。

大蔵（生産者）

大蔵でございます。よろしくお願いいたします。

司会

有限会社ひめのうグリーンの大塚代表取締役です。

大塚（生産者）

大塚です。よろしくお願いいたします。

司会

稲作経営者会議の村田会長です。

村田（生産者）

稲経の村田です。よろしくお願いいたします。

司会

全国農協青年組織協議会の山口理事です。

山口（生産者）

山口です。よろしくお願いいたします。

司会

そして専門家の立場からアドバイザーとして先ほど御説明をしていただきました寺本常務理事と本山教授です。

最後に行政からですが、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が協力してリスクコミュニケーションを行っておりますので、内閣府食品安全委員会事務局評価課の木下課長補佐です。

木下（食品安全委員会）

木下でございます。

司会

厚生労働省大臣官房の松本参事官です。

松本（厚生労働省）

松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

そして私どもの方から、先ほどご説明申し上げました農薬対策室の横田でございます。

それでは、意見交換ですけれども、初めに、日ごろ農薬に対する考えや生産現場での現

状などにつきまして、前にお座りいただいている消費者と生産者の各4名の方々を中心に意見交換をしていただきます。

そしてその後、会場にお越しいただいている皆様からも、質問であるとか、ご意見をいただきたいと考えております。その場合にはアドバイザーの先生にご質問ですとか、行政に対するご質問そういったものも結構でございます。

それでは、前にお座りいただいている消費者、生産者の方々から消費者として、あるいは生産者として、農薬に対して日ごろ感じている疑問や思い、またさまざまな取り組み、現場でのご苦労など、それぞれの立場で率直なご意見を出していただけたらと思います。

どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

真田さん、お願いいたします。

真田（消費者）

意見書の方で今、中山さんの方から訂正いただきましたけれども、私の書いた意見書の最初のところに「農薬」というのが「農業」なんですけれども、農薬という問題を語る前に、私はやっぱり日本の生産、農業生産を高めていくということが、自給率に対しても、自然環境を守るということに対しても、まず日本の農産物の生産を高めようということを重要課題として念頭に置いて、農薬については考えることが必要じゃないかと思います。

生産を高める中でも、やはり先ほど農水の横田室長が言われましたように、化学物質の使用削減ということにはみんなで取り組む必要があると思います。その化学物質の農薬を減らしていくということですが、私ども生協ですから、生産者の立場も見る人が多いですし、もちろん私は消費者の立場でもあります。両方の立場を見ていて、今、消費と生産の場が分断してるとは思いません。化学物質の農薬を減らすということが生産者に対してどのような労力をたくさん強いているかということ、やはり消費者の人たちがどれだけ理解するか、お互いに理解するということが大事じゃないかと思います。

農作物を皆さん、小さいころ身近にごらんになったと思うんですけども、例えば果物でしたら1つの木に小さい果物もあり、大きくきれいに実るものもあります。先ほどもキャベツの写真がありましたけれども、農薬をかけなかったら虫に食べられたりということがあります。安全を望むなら、やはりそういうことがあるんだという状況を消費者が理解して食べていくことが必要でないかと思います。

それはお互いの努力であって、生産者と消費者と共に考えていくことをたくさんこれからできればいい、そういう機会をたくさんつくっていきなと思います。

以上です。

司会

ありがとうございました。

では、伊藤さんお願いいたします。

伊藤

伊藤でございます。

私は今、真田さんがおっしゃったこととよく似てるんですけども、提言と、それからきょう生産者の方がせっかくお見えですので、率直な質問みたいなのを少し述べさせていただきたいと思います。

最初、先生からお話いただきましたように、消費者対象に「食品で不安なことは何ですか」というアンケートをとると、大抵食品添加物、農薬というようなものが相当上位にくるというふうなことがございます。そのことは振り返りますと、先ほどお触れいただきましたように1960年代の食品添加物、農薬というのがひとつは消費者運動の1つの柱であったというのは、やはりそのことが根強く私たちの中に、本山先生のお話ありましたように更新されずに残っているというのがベースにあると思います。このことがいいか、悪いかというのは別にしましても、そのことの認識というものを真田さんがおっしゃったような話し合いを進める中で解いていくことというのはとても大事なことだというふうに私自身は思っております。

それはおいても、やはり消費者の中で不安というのがあるというのを、少し数字で探ってみますと、よく聞きますのが農薬の1ヘクタールあたりの使用量がアメリカの20倍くらいを使っている、それは高温多湿が理由だとはいえ、やはり20倍も使ってるんですってというふうなことになりますと、その数字がひとり歩きします。また私は特裁の話のときにいちごについては農薬の回数を17回にしたんですよと伺い、ということは、ひっくり返せば普通は36回してるというふうな話ですね。これがいいとか悪いとかじゃなくて、消費者がそれだけを聞くと、おへーというようなことになりますので、なぜそういう回数が必要なのか、何のためにそれが必要なのかということ、農薬をお使いになる方、あるいは開発される方が、いろんな場で伝えていかないと、なかなか対立構造というのは埋まらないのかなというふうに思います。

そういう数字と同時に私たちがときどき耳にしたり、つい先日も新聞で見たんですけども、農家の方はご自身が食べるものと出荷するものは別につくってるんですって、とい

うことがまことしやかに伝えられています。先日の新聞の記事はサクランボに（農薬の散布を）10回やってるんだけれども、その友人は決してそれを食べないそうよ、みたいな記事が、きょう持ってきておりますけれども、そういう記事が載るとか、やはりそういった小さいことを解決していかないと、なかなかこの残留農薬という農薬問題は理解されないのではないかなというふうに私自身は思っております。生産者の方からそのことをお聞きできればいいと思うのと、きょうのお話の中で農薬とどのようにうまくつき合っていかなければいけないのかなというのが、簡単に言えばそういうことですが、とはいえ適正使用というのが本当に守られているのかなというのは、みんな心の中に持っていることですので、先ほどチェックということありましたけれども、もう少しそれがわかりやすい形でできればとてもいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。ここでいろいろご意見をいただきましたので、生産者の方にお願いしたいんですけども、今のお二方のお話にも、農薬を使うことの必要性、農薬を使わないことが生産にどう影響するのか、ということがやっぱり生産現場のご苦労としておありかと思えます。

そういったことと、それからそうは言いながらも、今皆さまいろいろ農薬を減らす取り組みもされているようなことも聞いておりますので、まずその生産に農薬を使うことの必要性、現場で感じていらっしゃる事、それからご自身で、今農薬の使用削減等に取り組まれているような現状がございましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村田さん、よろしくお願いいいたします。

村田（生産者）

稲作経営者会議の村田と申します。私たちの会においては、お米の生産が主なんですけれども、先ほどもパネリストの方で、箱の中の肥料ですかね、ああいった肥料でなしに農薬を使ってやっておられるということに関しても、私個人的にはああいう箱すら知りません。ただもう除草剤のみです。あとはもう自分たちの努力というか、化学肥料をできるだけ押さえています。生産者側も消費者の方にいかにおいしいものを提供するか、おいしくて安全なものを提供するかという目標に向かって、今現在この我々の会は頑張っていると思うんです。

隣にいらっしゃる大塚さんも何十町もお米をつくっておられますけれども、やはり一番問題なのは人件費がかかってくることです。無農薬ですと食品が上がるかというところでもないと思いません。やっぱりお米をつくるにあたっては、3要素といったもの、窒素、リン酸、灰といったものが大変必要だろうと思えます。その中においてもやっぱり農薬は、みんなが減らしたいと思っているのが現状ではないかと思えます。

特に先ほど「農家の方は自分とこのものは農薬を使わんと、出荷するものに関しては農薬を使っている」といったふうに言われましたが、我々はそうでもないと思うんですけれども、自家野菜に関しては自分たちが食べるから、できるだけ農薬を減らされているような気がしますけれども、野菜にはやっぱりある程度最小限の農薬というのは必要じゃないかなと、こう思います。

以上です。

司会

ありがとうございました。

お野菜をたくさんつくってらっしゃる大蔵さん、よろしくお願ひいたします。

大蔵（生産者）

私、滋賀県の大中の湖干拓地というところでほとんど野菜なんですけれども、専業農家でやっております。今、伊藤さんの方からお話ございました自分のうちで食べるものは農薬をかけない、絶対にそれはございません。それはもうずっと以前の半世紀くらい前のお話ではないかと思えますし、今あるとすれば、じいちゃん、ばあちゃん、それこそ80くらいのおばあちゃんが畳1畳くらいでつくっている野菜のことじゃないかなと思えます。そういうことは絶対にございません。自分も食べている野菜を消費者の方に供給しております。

それから、農薬の問題ですけれども、アメリカの20倍とおっしゃってましたけれども、やはりこういった気候、風土のこともありまして、アメリカよりは多いとは思いますが、BSEがあった後、トレーサビリティに取り組んでおります。先ほどの報告にもありましたけれども、最高で3回くらいですね、確かにトレーサビリティしてますと、コストがかかるんですけれども、農作物にそれをオンできません。消費者の方が農薬をおっしゃってますけど、じゃあそれをトレーサビリティしてコスト高になったけれど、オンしてくださるかという、そうじゃないんですよね。このデフレの中で、本当に安いものしか買っていただけません。

私のところでしてるのは農産物によりまして、やる時期の、タイミングさえ逃さなかったら農薬の回数というのは減らせます。それは自助努力としてできることでございます。

30年近くになりますけれども、私のところは大阪の生協さんと産直をしております、その時点から低農薬、有機栽培というまだ言葉のないころからやっているんですけれども、やはり消費者も先ほど真田さんがおっしゃってありました、持続可能な農業ができるようにサポートして下さったから、生協の取引が何十年とできているという側面がございます。生産者としては、やはり農水省のお役人さん方も大切ですが、やはり消費者に直に交流をし、そして農業者のことをわかっていただくというのがやはり一番の近道じゃないかと思えます。

そしてもう一点、これは消費者にお伝えしたいことですが、東京のいろんな農水省の会議に行きますと、例の不祥事事件から、農水省は完全に消費者に軸足を向けております。ですから安心なものは、これからどんどん出回るのではないかと感じました。

司会

ありがとうございます。

角田さん、お願いします。

角田（消費者）

関西消費者連合会の角田でございます。

私たちは子供たちと若いお母さん方、お父さん方と一緒に、生産の喜び、生産の苦しみということで、ともに学んでいるんですが、どうも残念なことに、先ほどのお話のように、農薬についてじっくりとお話をするというような、そういう場面が全然今のところございません。そして教材を見てもそのような項目は全然ありませんし、本当の意味での農業政策ということを考えるならば、今のこれからの21世紀の子供たちに対して、どんな農政を語っていくのか、それから農薬について知らせていくのか、余りにも農薬について知らされなかったのではないかとこのように思っております。

私は昭和38年から活動しておりますが、その当時JAの関係の方とお話し合いをしました。そして若うございましたので「農薬は一切使わないでください」というようなお話をしました。そうしましたら、まあいろんなお話が出ましたときに「あなたははいつくばって、苦しんで、のたれうつような苦しみをする生産の苦しみを知ってますか」ということを、その当時におっしゃいました。それは非常に、今も胸に残っておりますので、農薬

の問題の難しさ、しかし最低限使わなければならないんだということは、今の子供たちにもお話をしております。

私は苦情相談の窓口もいたしております、年間2,000件から3,000件の消費者相談を受け持っております。団体としてはそういう苦情相談を受け持っているところは少ないんですが、先日そこに若いお母さんからの電話がございました。それは「キャベツに虫がついてる、えらいことやと、こんなものを売ってるんですよ」と。そういうようなお話をまだなさるとい方がいらっしゃるんです。

おれおれ詐欺がいつまでもいつまでも、これだけ情報を流しているにもかかわらず被害者が多いという、その意味がはっきりとわかるぐらい、まだまだ消費者には十分な情報を知らせる努力が足りないのではないか。

よく消費者は「曲がったキュウリが嫌いだ」というふうに言いますけれども、これは仲買の段階でいわば売れないからということで、仲買人の方がキャンセルしてしまう、小ぶりだから、粒がそろってないからということでそれを払いのけてしまう、いかにも消費者側が「ノー」と言っているように見えますが、この部分だけは今、消費者は曲がったキュウリを上手にとろうというような習慣はきちりと消費者教育でできてきたことをご報告したいと思います。

司会

ありがとうございました。

今のお話の中で、例えば大蔵さんからは消費者のサポートから成り立ってきたというようなお話もありましたし、また、曲がったキュウリを買うか、買わないかというお話もありましたけれども、消費者の方の農産物、特に今回は農薬ですので、野菜との関係ですね、消費の行動というのは、今は本当にそういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。ほかの団体の方にも伺いたいと思うんですけれども。では、あざみさん、よろしく願いいたします。

あざみ（消費者）

京都から参りました。京都はこの2月、鳥インフルエンザの問題がありまして、大騒ぎになりました。冬になったらまたインフルエンザがはやってくるんじゃないかというふうに心配してるところなんですけれども、あのときにいろんな教訓があったわけですけれども、その中で、特に鳥がどういうふうに飼われていて、どういうふうに卵が産まれてくるのかというあたりを、まるで消費者は知ってなかったと。私などは生協育ちというところ

もありますので、そういうところをある程度はわかってたんですけれども、うちの夫なんかになりますと「えっ、あんなふうに飼われてたのか」というような感じなんですね。

それと、そのあとに養殖のお魚の懇談会がありました。その養殖のお魚の懇談会のときも「養殖魚なんていうのは全然食べないよ」というようなことが私たちの周辺で皆言っていたわけなんですけれども、しかし実際に現場を見せていただいたら、飼い方にしても私たちがイメージしたものとは全然違っていたというようなことがあります。

そういうことも含めまして、本当に消費者と、それから生産現場のところは随分距離があり過ぎましてね、どういうふうに栽培され、どういうふうに、どんな思いでつくられているかというようなあたり、それからお大根ならお大根1本がどういう形で育っていくかというようなことは、もう本当に消費者のところ知らないことが多いということがわかりました。本当に鳥インフルエンザのときにはよくわかりました。

そのときに、生協なんかで頑張ってきてきた人たちはよく知ってるんですが、一般の消費者のところは本当に知らない方が多いということがわかりましたので、一般市民対象の食育セミナーみたいなものをやりながら、今頑張っているところなんです。生産者のところへ行って、見て、食べて、そして懇談してというようなことをひとつずつは、やってきています。

それともうひとつ、子供たちと一緒に本当に農作業をやってみたいということで、京都の府立大学の人と一緒に、子供たちに生ごみからつくった堆肥での野菜づくりをしてもらってるんです。これが子供にしたらものすごくいい経験になっています。そしてここでは農薬は使っておりません。

この間の収穫のときですけれども、去年の秋の収穫のときですけれども、虫に食べられてレースのようなチンゲンサイを持っている子やとか、それからすごく立派にできたお大根を持っている子やいろいろあったんですけれども、子供は余り欲がありませんので、みんなそれぞれ喜んで持ってかえりました。ただレースを持っているような子供にはちょっとかわいそうだったので「どうして食べようかね」と私が言ったら「これはね、虫が食ったんだからだから安全なんだよ」とか言ってくれました。

私はここにも書きましたように、基本的には農薬というのは減らしていかなければならないものだと思ってます。きょうお話聞きましたら、随分いろんな技術を含めまして昔と違って減ってきてるなというふうに思うんですけれども、しかし複合汚染なんかしていく可能性もありますし、それから化学物質は大体20世紀に出てきたものですので、そのり

スクはまだ安全であると言い切れるものではないと思います。できるだけ減らしていくことが必要だというふうに思ってます。

ただ、本当にこういうふうな運動をやり出したり、あるいは一緒に生産者の人との話し合いなんかをやっていくようになりましたら、鳥のときもそうでしたけれども「もう少し高くてもいいわ、私たち安心を買うならもうちょっと高くてもいいわ」という言葉が何人かから聞かれるようになりました。やはり現場を知って、そして何が安心であって、何が安全かというあたりを学習する中で、もう少し高くてもいいから買い支えたいという言葉が出るようになりましたので、やはり知らせていく努力、学習する努力、そういうものは消費者のところでやっていかなければいけないかなというふうに思ってます。消費者団体の責任でもあると思ってますので、少しその辺を見守っていきたいと思ってます。

司会

ありがとうございました。

消費者の方は今のお話ですと、鳥も畜産も含めていわゆる農産物の生産現場のことを余りよく知らない、知らないがためにいろんな自分たちの要求がそこにどう反映されているのか、そういったことがわからない。そういうことを知ることによって、また歩み寄りができるんじゃないかというようなお話がございました。まさにきょうのような会はそういうことのためにご利用いただけたらと思うんですけども、消費者の方からいろんな機会をとらえて生産現場を知ろうという努力をされてるというお話がございましたので、今度は生産者の方から今、いろんな取り組みをされていると思うんですけども、そういったものをアピールされてるようなことがございましたら、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、お願いいたします。大塚様。

大塚（生産者）

失礼します。姫路で農業会社をしております。ひめのうグリーンの大塚と申します。

兵庫県の農業法人協会70社ほどが協会に入っておりますが、役員も務めさせていただいております。

こう言いましたら、皆さんの前で非常におしかりを、語弊があるかもわかりませんが、私どもは趣味で農業やってるんじゃないありません。農を業、なりわいとして生活をしております。したがって生活できなければ農業放棄してほかの職業につくしかないわけです。やはり日本の優良農地、国土を守りながら食糧を需給し、我が家族、従業員、人間を

養うていくだけの収入を得なければ、我々個人農家にしても、法人にしても成り立っていきません。会社でありますから。

といいますと、やはり無農薬というのは、予想ですが、現場としてはあり得ない状態でございます。無農薬の農産物は絶対一般市民、国民に見られたら、買っていただけませんし、食べていただけません。キャベツ、ハクサイは穴だらけ、切ってみりゃあ、中にアオムシが入っている。そんなものだれが買って食べる。

米にしましてもいろんな虫がつきまして、白米につきましても、黒い米が混ざってる。そういう米、だれが食べますか。やはりそういったことで、どうしても我々なりわいとしている以上は最低の農薬は使わせていただきたい。それも非常に人体に影響のない農薬で、最低の使用で農産物をつくりたい、それは努力させていただきます。

農薬の使用につきましては、やはりJA等の大きな母体の指導を仰ぎながら、好き勝手に農薬を使わずに、例えばこういう野菜であれば最低この農薬を使えとか、米であればこういう農薬を使えと、非常に統一した使用方法で効率のいい最小限の農薬の指導を受けて守るようにしております。

また、生産者、各個別農家も含めまして農薬の使用方法を変えていこうということで、個人個人が好き勝手に農薬をまいていましたら非常に非効率にもつながりますので、集落で一斉に防除をやろうと。いついつ防除をやりますということになれば、集落で1日か2日で一斉する。虫なども効率よく死んでしまう。隣の田んぼが防除して、次の隣が4日ほど後に防除をするようであれば、隣の田んぼの虫は隣の田んぼへ逃げて、4日後に隣の田んぼが防除したとき、またもとの田んぼへ戻る、虫と防除の追いかけて、そういう展開になりますので、一斉防除しています。

そして人間の人体の労力、安全も考えて、ヘリコプターで飛べる場所は千葉大学の先生もおっしゃってましたように空中散布、それも風で吹きつけますので、人間がまくより10分の1の少量散布で効果は倍効く。ヘリコプター空中散布は効率がよく、環境にもいいということで、そういった防除の方法を導入しています。もちろん野菜等にも導入しようということで、我々生産者もできるだけ農薬を使いながらもできるだけ最低限減らしてやっっていこうと努力しています。

したがいまして消費者の方々にはやはりそういったことをある程度ご理解いただいて、少しでも形のくずれたもの虫食いであってもこれは体にいいものだという形で何とか消費をしていただいて、生産者にお金が入るように、やはり協力していただければ我々農業や

っている者も後へ、後継者も続くと期待しているわけです。

例えば年収200万円で皆さんの息子さん、農業につかせますか。約300日、朝8時から夜7時、9時間、10時間働いて年収200万、だれも農業につかせないと思います。それが土曜、日曜休みにして例えば家族協定なり結んで、役割を決めて週休2日制で年収600万ぐらいになれば何らサラリーマンと変わらない。かえって農業楽しいとそういうことになれば、農業後継者もどんどん出てくるんじゃないか。我々はそのような農業の世界をつくりたいと思とんですが、消費者の方々もそういったことを踏まえて、農業をバックアップしていただきたいと思います。

司会

ありがとうございます。

消費者の方からも農薬を使うのであればそれをきちんと使っていただきたいというお話、そして生産者として大塚さんからも、いろんな現場での取り組みというお話があったんですけれども、山口さん、全青協さんの、若い方のお集まりの理事をされているということで、そちらの方で同じような取り組みというのはいかがなんでしょうか。

山口（生産者）

はい、失礼します。全青協の山口です。

私は全青協といいながら、神戸で農業させていただいております。農薬に対してですけれども、当然私どもも決して無農薬ではありません。やはりそれは生産性の問題であり、経営の安定ということを考えると、農薬の使用というのは必要最低限、もうはずせないと思ってます。農薬の安全性という部分に関しては、もうこれは先ほどからのご説明もありますように科学的にも実証されてます。あとは使用方法、使用方法に関しても回数なり、希釈なり、量なりという適切な使用方法というのが条件として与えられてます。これは条件通りに使う、使わない、これはもう個人の問題なんで、条件どおりに使わないというのは逆にあり得ない話だと私は思ってます。

私も農業を営んでいて、消費者の方々にはいかに喜んでもらえるかというところを常に考えてます。そのためにお客さんのニーズも敏感に察知しながらどうやったら本当に喜んでもらえるんであろうと、安全性というのは証明できるものだと思ってるんです。農薬の件であったり。

でも安心というのは、私たちが幾ら売ろうとしても買ってもらえるものでないですから。そういった部分で本当に安心してもらえるためにどうすればいいのか、それが私たち若い

世代がこれから先30年、40年農業を営んでいく上で、それが永遠の課題かなというふうに思っています。

そのために、じゃあどうやって安心してもらおう、山口さんとこのトマトだったら安心して買えるわと、どうやったらそう思ってもらえるんだろうかなというのが日々の努力です。努力はしてますけど、やはり消費者の方とコミュニケーションがないと、この努力というのが報われないんですね。理解してもらえない。情報発信してもあくまでも一方通行で終わってしまう。ああそうなんですね。それじゃあ本当の意味の安心を買ってもらってないだろうと、私は思っています。

だから、そういった意味で先ほどからもありますように、消費者とのコミュニケーションの大切さということは重々承知しています。

実は昨日も東京でこういった話、ここにいらっしゃいます中山さんと一緒にさせていただきました。やはりエンドユーザーという消費者と私たちという両極端で話し合いしてもきっとだめになるだろうなと。これはやはり販売店なり、中間業者なり流通なり、当然行政含めて、そういう縦も横も八方の連携をとりながら、農業とかそういう意味じゃなしに、食という、食の教育という部分で、お互いみんながこれから考えていかなければいけない問題じゃないかなと。

今までは生産者はつくるだけ、消費者はただスーパーで買って食べるだけという、こういう関係をこれからお互いが一歩ずつ歩み寄りながら、そういう関係づくりができていったらいいなと。できていったらいいなじゃなしに、していかないとだめなんだ、というふうに常に思っています。やはり先ほどお話にもありましたように、我々ももうけて幾らなんです。農業も、これも1つの事業なんで。自己満足だけで農業営んでいるわけではありません。だから、その辺をお互い消費者の立場を理解しながら、そして消費者は生産者の立場なりを理解しながら、これから一つずつ問題をつぶしていければいいかな、それでこういう機会を1回でも2回でも多く持って、肌でコミュニケーションがとれるような機会が持っていければいいかなと私は思っています。

以上です。

司会

ありがとうございました。

今、大塚さんと山口さんの方から現場での農薬の使用について取り組まれていることも、安全に使うということもお話がありました。大塚さんも山口さんもこういうところに出て

きてお話をしていただく方ですから、会場にいらしている方も「中にはそういう立派な方もいらっしゃるだろうけれども、本当に日本全国大丈夫なのかしら」と思っていらっしゃる方もいるかもしれません。そこでうちの横田室長から、そういった生産現場で農薬を使う際にどういったことを国として指導と言ってよろしいのでしょうか、させていただいているか、お話させていただきたいと思います。

横田（農林水産省）

先ほど大蔵さんの方から農水省は消費者に軸足があると言われましたが消費者の方と生産者の方と双方見ているということで、消費者の方に怒られるかもしれませんが、100%消費者だけをみているんじゃなくて、両方みながら行政をやっているということをおわかりいただけますでしょうか。

決して生産者の敵に回るということじゃありません。私ども実際に農薬の指導場面において一番注意していただいているのは、農薬というのは、販売店に行かれたら消費者の方々も見ることもあるかもしれないんですけども、必ずそのボトルなり包装に使用方法というのが書いてあります。これが農薬を登録するときに安全性が担保できる、要するに残留がないような形で決められた使用方法なんですね。当然ながら農薬はそれぞれに全部違いますし、投薬する作物によって全部使い方が違います。例えば同じような葉っぱ類であっても、例えば属が違うとか、ちょっと違うだけで残留の程度は違いますので、使い方というのはこまめに決まっています。

ときどきこういう質問受けるんですけども、例えばある野菜に農薬を使うときに2,000倍に薄めてくださいというふうに書いてあります。1,000倍で使っちゃだめですかと。それは絶対に法律に違反しますよと。なぜならば2,000倍のものを1,000倍で使ったとして、残留がありませんということを我々言えません。もし残留があって、残留基準値をオーバーすればこれは食品衛生法により当然出荷をとめられます。出荷されているものは回収ということになります。

じゃあ2,000倍のものを3,000倍で使っているんですか、これは3,000倍で使う分には安全性上の問題はありますか。ただし、それで本当に病害虫にきくかといえれば逆にきかなくて、弱くして使うことで病害虫に抵抗を持たせてしまって、次にまたときは効かないということがあるので、農薬というのは残留の問題とか、あとは実際に効く、効かない、あとそういう作物に薬害があるのか、ないのかを含めて使用時期とか回数とか、あと希釈倍率が決まっているので、それをきちんと読んで使ってくださいということを申

し上げてます。

また、私ども指導の中でときどき申し上げてるのが、登録が失効になった農薬です。例えば安全性に問題があるものは私ども農林水産省が職権を持って登録を失効させます。こういうものは使用もさせませんし、回収もさせます。時には戦略として、新しい農薬が出たんで古い農薬の方の生産やめようということもあります。安全性の問題じゃないんですね。これはいろんな、製造ラインの問題などもあるので、実際には失効になっても問題がない農薬というのは、これは使う分については全く問題ありません。ただ、さっきの安全、安心の議論じゃないんですけども、何となく失効と聞くと気持ちが悪いなというふうに思われるところもあるでしょうから、使わない方がよろしいかもしれませんねというだけの話であって、我々からすれば安全上の問題はないということです。

もう一つ消費者の方から先ほど言われた、これは我々の責任でもあるんですが、子供たちに対する教育の場面もありますし、情報提供が少ないということは確かにおっしゃられてしまえば、そのとおりかと思ってます。農薬の関係でも、あるときには、当然ながら私どもが指導する場合も、私どもだけではできませんので、都道府県などとも連携しておりますし、ここにいらっしゃる食品安全委員会とか厚労省とも連携しています。ほかにも環境省、文部科学省また国土交通省など関係のところとできるだけ連携をしておるんですけども、じゃあすべてその考え方が周知されているかといえば、そうじゃない面はあると思ってます。これは私どももプレスの方にいろいろ情報を投げたりホームページに載せたりしておりますが、これもどんどん広げていきたいと思ってます。

もう一つ、参考になる情報として申し上げますと、実はこの10月1日から先ほどパワーポイントにも出てきたんですが、農薬の登録の検査をやっている独立行政法人の農薬検査所というのがございますが、そこが10月1日から情報提供の仕方を変えまして、例えば農家の方々、要するに農薬を使用する方、逆に農産物を食べる消費者の方々、また農家の方を指導するような例えば行政の方々、それぞれの方ができるだけ見やすい形で農薬検査所のホームページにアクセスをしていただきますと、この農薬について知りたいわといったときにできるだけ情報をわかりやすいようにオープンするようにしました。

10月1日から始めて、最初のうちはほとんどパンク状態で、この中でもアクセスした方がいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどアクセスできなかったと思います。最近やっと落ち着いてきましたので、インターネットで独立行政法人農薬検査所というふうにされますと、すぐわかるようになってます。そこで例えば消費者の方々であれば消費者とし

て知りたいという形でアクセスされますと、いろんな情報が得られるようになってます。

こういう機能を使って我々もできるだけ情報を提供していきたいと思ひますし、先ほど農家の方々からも言われたように、できるだけこういう機会を持ちたいと思ひてます。まずは必要であれば情報、我々のホームページからとってもらっても結構ですし、お呼びがあれば、我々も全部は行くのは無理なんですけれども、できるだけこういうリスクコミュニケーションをセットするなり、現場の方に行って意見交換をしたいと思ひておりますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思ひております。

司会

ありがとうございます。

ここまで、前にお座りいただいている方からは、消費者の方からは農薬を使うことについては生産者ことを考えるとやはりいたしかたないな、的確に使用して安全にものをつくってほしいというご意見、生産者の方からはそういった農業、農薬を使わないことに対する苦勞といひますが、生産が成り立たないと、そういったようなことをご理解いただきたいというご意見があったように思ひます。

会場にもたくさんの方にいらしていただいておりますし、これで前の方にはご発言いただけないということではございませんが、ここで会場の方からもご質問ですとか、ご意見をいただけたらと思ひます。お話をいただいた専門家の方もいらっしゃいますので、そういったことについてご質問のある方も挙手をしてご発言ください。

大変多くの方にいらしていただいておりますので、ご発言はできましたら2分以内程度でお願いいたしたいと思ひます。2分になりましたら事務局の方で失礼ながら合図をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、会場の方、いかがでしょうか。

こちらの紺のカーディガンを着ていらっしゃる女性の方、それから紺の上着を着ていらっしゃる男性の方、とりあえずそのお二方でお願ひいたします。

フロア1

私は消費者団体から参りました。生活が今、大阪で7割軸足を置いて3割東京で消費者団体が東京でございます。

それで、今の皆様のお話を聞いて大体のことはわかりました。そして農薬の必要なこともよくわかりました。農薬のかかってない野菜とかお米を手に入れることが不可能だということもわかりました。で、私たちはそれをもって生活をするわけでございますが、体に

入れるときにどの程度洗ったり、ゆでこぼしをしたりして、本当に農薬のかかったものを体に入れたときに安全な料理ができるのか、家族に安心の食事を与えることができるのか、農薬のおとし方というんですか、安全な体に取り入れ方を教えていただきたいと思います。

千葉先生か、どなたか。よろしくお願いいたします。

司会

そうしましたら、本山先生の方でお答えいただいてよろしいでしょうか。大変失礼いたしました。

本山

大学の名前は千葉大学で、私の名前は本山でございます。

先ほども寺本さんがお話になりましたように、残留基準というのは収穫した後、洗ったり料理をしない段階で決められています。ですから、そのまま食べても農薬としては問題がないわけです。ただ、やはりそうしますと農作物についている病原微生物だとか、そのほかのものも口の中に入ってくる可能性がありますので、それはきちっと洗った方が衛生的にいいわけです。普通に水又は洗剤で洗うだけでも落ちますし、残留農薬が残っていたとしても、熱を加えて料理するこれによって大半は分解されて、健康には全く影響のない濃度になります。

ですから、基本的には残留基準というのは安全性を見込んで、洗うとか、煮たきをするということを想定しないで決めてありますから、野菜には心配いらないということです。

フロア1

水道水で2回とか3回とかって、お料理の先生はおっしゃるんですけども、どの程度の回数洗えばいいんですか。

本山

それは農薬の種類にもよると思います。水溶性の高いものは水で簡単に落ちるでしょうし、そうでないものはそう簡単には落ちないかもしれません。ですから皆さんが普通に家庭でしているように洗えば、健康に影響があるような濃度は残らないのですから、それでよろしいんじゃないかと思います。それ以上の答えはないと思います。

司会

よろしいでしょうか。難しいところかと思いますが。

お待たせいたしました。済みません、お約束でしたのでエンジのシャツを着てらっしゃる男性の方。申しわけございません、言うの忘れてしまったんですけども、ご発言のと

きに差しつかえなければ、ご所属とお名前をお願いしたいと思います。

フロア2

消費者の神戸の洲本から参りました。サラリーマンをやめて今はサンデー毎日のスタイルでございます。いろいろ本日はお勉強させていただきました。たくさんありますが、そのうち1点だけ常に気になってることでありますが、質問させていただきます。

私も農家の生まれで戦後は食糧増産に頑張ってきたんですが、先ほども大塚さんがおっしゃってましたように、農家の青年というのは私も本当に戦後は食糧難でやみ物資や何やらでもうかったんですが、戦後10年たったころには農家も大変な状態になっていました。そのころはまだ本当の立派な農薬もございませんでした。本当に出荷するにしても虫のつづったようなものが出荷されてました。キュウリにしても曲がったキュウリがよく売れた時代でした。キュウリの曲がった話が出ましたけれど、これは曲がったところは少し苦いんですが、てく束で支柱にちゃんとひもでくくってやらないとキュウリは曲がるものでして、食べるものには差しつかえないと思います。

これから、私の質問に入りますが、農薬に関しまして1,000倍2,000倍というふうにやはり薄めて使うものですが、やはり人間のやることですから、間違ふということもなきにしもあらずで、過去にそういう事象はあったんでしょうか。見のがされとるんでしょうか。また、それが表向きに出て何ら対処をされとるわけでしょうか、その辺を少しお教えいただきたいんですが。

横田（農林水産省）

それは私の方からお答えします。

新聞をごらんになっていると、ときどきいろんな使用の間違いみたいな形でオープンにしているのがあると思います。昔はオープンにしないこともあったかもしれないんですけども、今はとにかく全部情報をオープンにするというのが前提になってますので、例えばどこかで作物を間違えて農薬をまいちゃったとか、もしくは使用倍率を間違えちゃったとか、これで残留基準値をオーバーしたのがありますというような、全部オープンにしています。その上で当然ながら基準値をオーバーするというのは食品衛生法違反になりますので、回収して廃棄処分という形になります。

私どもの方では特に産地とか農家がわかれば、これは都道府県と連携してもう二度とそういうことがないように指導してます。悪意であれば、これは先ほど罰則のかかる厳しい制度にしたと申し上げたところですが、100万円以下の罰金か3年以下の懲役がかかる

んです。これは併科することもあります。

ときどきあるのが、皆さん新聞で読んだことがあるかもしれませんが、サヤインゲンとインゲンマメを間違っちゃったというのが最近でも1例ぐらいあったんですね。これはサヤインゲンというのは未熟な状態で食べるんですね。インゲンマメは豆になるんです。これは食べる状態が違いますと、当然農薬の残留程度も違いますから、使い方が違います。

これを間違ったというのは、確かに我々の方でも農薬のラベルってごらんになると細かい記述がたくさん書いてあるんですね。きちんと読んで次から間違えないようにしてください。当然ながら自主的にそれは回収して処分はしてます。これらは基本的には全部オープンにするのが前提ですし、そういうのがあれば注意をするなり、処分をするという形でやっております。

司会

よろしいでしょうか。

フロア2

よくわかりましたが、まだやっぱり私は疑心暗鬼なんです。

狂牛病の関係で全頭検査ということもやってますが、出荷するには農作物の全品検査まではいかないんでしょうか。その辺が信頼関係でいかな仕方がないですけどね、これは。だけど行政としてはどの辺までやれるのかと思う。こういう会議をやってね、やはり我々消費者が納得できるかどうか、道端で柿売ってますわな、一山幾らとか、ああいうものは検査できませんからね。

横田（農林水産省）

私の方からお答えします。

もし全品検査するのであれば、当然ながら農作物についてそれを全部つぶして検査するんで、農産物は多分全部出荷されません。マーケットレベルでもちゃんと、先ほどデータにありましたとおり、農作物のチェックをしてますし、今は、産地段階で出荷のときにも自主的にチェックをしてます。私どもの方でも農政事務所と連携をして農家に入って実際の使用状況を調べるとともに、残留のチェックもしてます。

さらに、先ほど罰則規定がかかると言いましたが、きちんと登録された農薬の使用方法を守ってやるというのが前提であって、こんなものわからなきゃいいやという形でやるのであれば、それは見つけて残留基準値をオーバーしてれば当然罰則をかけていきます。ただ、当然ながら罰則があるから守るんじゃなくて、農家の方々からすれば、消費者の方々

に安全なものを供給するために使用基準を守る。使用基準を守れば当然残留基準をオーバーすることはありませんので、そういう形でやってもらうことが必要である。その点について我々が指導しているのが現状です。

フロア2

ありがとうございました。

司会

そうしましたら、次の方。そちら、白いワイシャツの男性と、そちらのカーキ色の上着の方と、その後ろの紫のお洋服の女性の方と、順番にお願いいたします。

浅賀

私、浅賀と申します。

現在勤めているのはサカタのタネという種苗業者です。私達も安全な生産物をつくるために、できるだけいろいろな形で協力したいということで、仕事をしています。一つのやり方が、私たちからしますと、病害虫に抵抗性を持った品種を提供するということです。

それからもう一つの種苗会社からのアプローチというのは種子処理です。種子の段階で病気をできるだけ防ぐようなやり方をする。これが一番肝心なことだと思いますけれども、ここでちょっと隘路がありますので、きょう実は農水省の方じゃなくて消費者の方にお聞きしたいと思ってやって来ました。

今、農水省で安全・安心のために何をしているかということ、その一つが農薬の総使用回数制限です。その中で種子処理も地上部散布も同じ1回にカウントされることになりました。トマトを例にとりますと、トマトをつくるためには約10アールあたり約2,000株入りますが、そこにまく農薬の量というのは200リットル、1,000倍液を200リットルですから200グラムの農薬を使います。

種子処理はそれで一体どのくらい使うかということ、2,000株のトマトの種子というと6グラムぐらいです。そうしますとそれに使う農薬量は0.03グラムというようなものすごい少ない量です。このように全く量の違うものを同じ1回にカウントするのは合理的でしょうか。これを同じ1回にしてしまうものだから農薬会社が登録をとってくれません。それで我々は困っている農水省にもお願いして検討していただいているところなんですけれども、消費者の方はこういう問題を一体どう考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思って参加いたしました。

こういうようなりスクアセスメントというのは、ベネフィットとリスクをどう評価する

かということだと思うのですが、だれかお答えいただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

司会

ちょっと難しい質問だったんですけども、どなたか、消費者の方でご意見を言っただけですか。

あざみ（消費者）

リスクは何ですか。

浅賀

リスクは結局農薬の使用ということですね。私どもからすると、リスクは随分少なくなっていると思っています。

あざみ（消費者）

栽培の技術なんでしょうね。種子の処理というのは、私は余り聞いてませんけれども、例えば土地を豊穡にすることで、できるだけ農薬を減らしていくとかいう形で、私たちのところでは研究と申しますか、学習と申しますかやっています。一遍研究してみたいなというふうに思います、そういう種子の問題も。

浅賀

細かいこと話し出すときりがないのでやめますけれども、病気というのは基本的に種子が一番のもとになっています。例えば新しい作物が導入されると、つくり出してしばらくは病気が出ません。その土地に病気がありませんから。しかし何年かすると発生するようになります。この際、種子伝染が大きな役割をしているケースがあります。病気を防ぐためには初期の防除が重要なんですけれども、そのために種子消毒は、ものすごく重要だと我々は思っています。

司会

今のお話を要約して、室長からご説明します。

横田（農林水産省）

非常に専門的かつ難しい話なんで、消費者の皆さんも困ったと思うんですけども、実は病害虫を防除するときの1つの手段として種子の段階で、その種子を消毒してしまっ、そうしますとその後の病気なんかを押さえることができるんですね。それに使う農薬というのは非常に少ない、実際に種子に消毒したときに、じゃあずっとたって生産物まで残留があるのかと申したら、これはほとんどあり得ない世界なんですね。

難しいのは種子の段階で大丈夫であれば、次は苗の段階で大丈夫なのか、苗の段階で大丈夫なら次はもうちょっと大きくなったら大丈夫なのか、連続してずっと続く話になるんで、どこで切ればいいかというのは非常に難しい話なんです。

かなり技術的的案件も絡まっていますので、またチャンスがあれば消費者の皆さんにご説明したいと思います。

司会

ありがとうございました。

そうしましたら、次のお約束をしていただいた方、お願いいたします。

山崎

日本消費者連盟関西グループの山崎と申します。

私どものような小さなグループでもよく農薬の被害についてのご相談があります。それは、むしろ食品にというよりは、農薬を散布されて、その近くの方が最近アレルギーとか、あるいは化学物質過敏症という形で患者がどんどん出ております。日本のように住宅地と農地がいたるところで入り組んでいるところで地上散布や空中散布をすることによって被害がふえる、健康被害にあうということで困ってらっしゃる方が大変多くて、その辺を農水の方としてはどのように指導されているのか、ということをお聞きしたいと思うのが一つ。

それから、昨年9月に農水の方から住宅地についての農薬の適正使用についてという通知を出されました。あの中ではやみくもに農薬を使うのではなくて、町の中、住宅地で使われる、特に樹木とか公園なんかで使われる農薬については注意するように、できるだけ物理的防除をするようにという、大変私どもにとっては喜ばしい内容のものが出たんですけども、なかなかそれが周知徹底されていない。これは厚労省などとも関係してくるわけですけども、末端に行けば行くほど周知徹底されていない。

私は農家の方はコストの問題もあり、労力の問題もあり、適正に農薬使用がされている場合が多いと思うんですけども、そういう農業以外で農作物以外に使われる農薬というのは、なかなかそういう使用基準が守られていない、素人が散布することも多いわけですから守られていないこともある。その辺の現状把握をしていただいて、もっと監督指導していただきたいというふうに意見を交えてお尋ねをしたいと思いました。

横田（農林水産省）

私の方からお答えいたします。

おっしゃるとおり住宅地環境の通知を出すと、当然ながら私どもだけで全部はできませんので、例えば公園関係であれば国土交通省さんなどの関係省庁と連携して、できるだけきちんと市町村まで行って、市町村にも指導していただくようにやっています。

おっしゃるように100%行き渡っているかということ、これは直接私の方にもよく電話が来るんですけども、担当のところにいったら「そんな通知見たことない」と言われたと。これは私どもとしても苦しいところなので、すぐに農政局なり県と連携をとって、市町村の方に話をして、すぐに手当を打てるようにしております。

あともう一つは、よく周辺でまいたりして農家の方ともちょっと問題が起こってしまうとか、あとは防除業者さんと問題が起こってしまうということもあります。我々の通知文というのは結構難しい書き方をしているものですから、単に通知の指導徹底だけではなくて、いろんなところで優良事例の取り組みなんかもあるもんですから、消費者団体の方からもそういう情報もらってまして、何らかの自分たちで簡単にできるようなマニュアルというんですかね、例えばよく言われますのは「農薬散布をするときに何も表示もせず、いきなりまいていて何かと思ったら農薬だった。これひどいじゃないか」という連絡もあります。地域によってはきちんと看板を大きな字で出して監視員がついて、近くに寄らないようにとか、もしくは最初のうちはきちんとできるだけ剪定をして農薬の散布を控えるとかいうことやっていますので、そういうものを集めてこういうやり方はどうでしょうか、みたいな優良事例を示していくことも今考えております。何とか年度内ぐらいにそういうものをつくって、単なる通知だけではなくて、こういう取り組みはできませんかというふうなことも周知徹底していきたいというふうに考えております。

司会

よろしいでしょうか。

そうでしたら、後ろの紫のお洋服をお召しの女性の方、お願いいたします。

フロア5

失礼いたします。コープこうべの一般組合員です。

代表できょう伊藤理事が出席なさってますが、私、農水省の方にお伺いします。私、ごらんのような年です。だから戦前の農業も知ってます。そのときに、曾祖父母から農薬の話も一度も聞いたことがありません。

その後アメリカから大量の機械を導入しまして、何もかも機械化されまして、そのあたりから農薬が随分使われ出したと思います。私の叔父、叔母は変な死に方をいたしました。

若死にをいたしました。農薬を非常にたくさん使ったせいじゃないかと私は今でも疑っております。

今のところ、その許容量というところが気になっておりますが、何を基準にしてそういうことが言えるのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

横田（農林水産省）

そもそも農薬取締法ができたというのが、戦後のこととなります。質の悪い農薬というものが出回ったということもあって、農薬取締法ができました。先ほどいろんな資料の中にありましたけれども、逐一変わっていくデータに基づいていろんな試験の項目を追時どんどんふやしていった、より安全性を追求するという形にしております。

許容量ということで、寺本さんの方から答えてもらった方がいいかもしれないですけども、いろんな動物実験などから、先ほどあった影響がないようにというのを定めていきまして、そこからADIという1日あたりの許容摂取量と定めてます。これは人間が生涯にわたって摂取したとしても全く問題がない量で、科学的に追求されている量でございます。それを満足するような形で残留基準が決められ、さらに使用方法が決められ、今の農薬については安全性が担保されています。

司会

よろしいでしょうか。

フロア5

農水省の方も途中までは農薬をたくさん使いなさいとか、そういうご指導があったんでしょうか。昔はそういうことがなかったんですが、除草剤をまいたりとかして非常にたくさんの機械を導入された時代があったと思いますが、その時代はどうだったんでしょうか。

横田

私自身が農水省に入ってまだ20年とかそれくらいで、古い時代のことはわかりませんが、私が入ったときには既に農薬については、昔は病害虫の防除とか、発生予察とかいうのを担当したんですけども、農薬については病害虫の発生状況を見て必要最小限使いましょうという指導をやってきたつもりです。

ときどき虫がいらないのに農薬をまいてるじゃないかという話もあるのですが、虫だって例えば卵から孵化して、小さいうちが一番農薬の効きはいいんですね。そのときにきちんとたたいておけば、その後の防除回数というのは非常に減らすことができますので、私なんか知っているのは、そういう形で病害虫の発生状況を見た上で、必要最小限の農薬を

使いましょうという形でやってきたつもりです。

それ以上昔になると、私もよく存じ上げません。

フロア5

生産者の方で農薬を使ってぐあいが悪くなって、農薬を使わなくなったという方を私存じ上げておりますが、いかがですか。

大塚（生産者）

私どもは水稻50ヘクタールをつくっております。ほとんど機械で防除したりしてますけれども、以前の40年、50年前の戦後の農薬で一番きついのはホリゾール、各農家に死のうと思えばいつでも死ぬる農薬をみんな持ってました。夕方の蒸し暑いときに、お父ちゃん、お母ちゃん汗かいて、農薬ホリゾールを散布して、汗かいた体に粉剤がついて風呂入るまでに死んでしまうというような、各集落に毎年1人は農薬で死ぬ人が出ておりました。昭和30年代ぐらいの話です。

それだけきつい農薬を米にふっていたわけですが、今は飲んでも死ぬような農薬は極端な話ありません。農水省もそんなもん許可しませんから。下痢はするかもわかりませんが。そやから私どもは農薬で死ぬという考えは持っておりません。今のところ、安心な農薬だと、それをできるだけ3回を2回に減らしてでも使おうと、適正防除でできるだけ効果を高めていこうという形で努力させていただいております。ですから、そういった何とか理解をしていただきたい。

それと、いろんなアトピーとかアレルギーとか出てきますが、私は姫路でいろんな消費者の会合に出かけますんですが、皆さんに言うところなんです。農業者が農薬使とうから当期アレルギーの子供が増えたんじゃないと言われる。多少原因はあるだろうが、これは世の中が生活環境変わってきてるんだ、建物なんかでもみんな、新建材が、いろんな石油製品がごろごろあると大気汚染でオゾンが汚れて空気自体が汚れてきていると。そういうお母さん、お父さんが40年代自分が大きくなって子供を産んで2代、3代の世代にこういう体質の弱い人間ができてきてるんだ。それが微妙にたまたま農業地帯で薬をまいてたらアレルギーになったとか、農業が100%原因で農薬は敵だというようなことはないことを何とか理解してほしいということを生産者としてお伝えしてるんです。

したがって、アレルギーやそういった子供、確かにいろんな雑草がふえて花粉やらそんな原因もありますけれども、100%農業者の農薬を使ってるからという形は少しは押さえていただいて、何とか農業者、生産者に理解をしていただきたいという、それもひと

つ皆さんにお願いしたいという言葉でございます。

司会

ありがとうございました。

直接過去の時点の回答には結びつかない部分もあったかと思いますが、今、横田の方から申し上げたとおり、安全な農薬を使うということに取り組んでいるということは間違いございませんので、また生産者の方からも危険な農薬は一切使われていないというお話いただきました。

ここでまた、次の方に移らせていただきたいと思います。そちらの男性の方、お願いいたします。

白須賀

イオングループ品質管理センターの白塚と申します。

きょうはA D Iのお話、非常にわかりやすくご説明いただいたんですけども、残留農薬基準、ほかに食品衛生法の方のお話もあると思いますんで、たまたま厚労省の方もいらっやてますので、私もとにかく疑問がありますんで、ちょっと教えていただきたい。厚労省で定められております残留農薬基準、その定められた経緯の後、今後、個別リスト、これができてくると思うんですけども、その中での決め方の趣旨ですね、それをちょっと教えていただきたいと思います。

松本（厚生労働省）

日本の農薬の残留農薬基準をどうのように決めるかということですが、現在食品衛生法で決まっております農薬の残留農薬の基準が242しかありません。実際国内で使われている農薬取締法によります農薬数が350と、国際的に農産物に使われる農薬が約700ということであります。

現在、残留基準の決められた農薬につきましては、厳しい規制がかかっておりますけれども、その基準が決められてない農薬については、極端な話をすれば規制がかけられない状態だということであります。国際的に海外から食品も入ってきておりますし、当然農産物も入ってきておりまして、そういう中でそれぞれの国によって規制のやり方も違いますので、できるだけ国際的にあわせていこうという動きがあります。その中でこれから先の考え方として、規制を強化していくという方向で進める。原則農薬は禁止、使わない、そのかわり残留基準を定めて、残留基準が決まった農薬については使用を認めていきたいと思いますということをやっております。

ただ、現在申し上げましたように、既に残留基準が決まった農薬が242、国際的に使用されている農薬を含めると700近くあって、400以上の差があります。これについては我が国で全部実験をやるとしても、先ほど寺本先生の方からお話がありましたように、時間の問題もありましてできない。

ただ農薬については国際的にいろんな実験がこれまでにやられておりますし、FAOとWHOが合同で設置したコーデックス委員会という国際政府間組織があり、そこが農薬の残留基準を決めていますので、そのようなデータを活用して、残留基準を定め、平成18年7月から施行しようとしております。第1次のものについて、640の農薬についてこのような暫定基準はどうでしょうかということをお示しして今意見を求めているところです。間もなく第2次のところをお示しして意見を求めることで考えております。

手続的には、貿易に係るものですから、我が国で残留基準を決めましたら、WTOに通報して、各国に周知させる必要がありますので、来年の7月ぐらいに通報し、ポジティブリスト制の施行は平成18年からということになります。

ただこれはあくまでも暫定的ということで、必要に応じて見直していく。見直し方としては実際、国民栄養調査で日本人の食事の内容、マーケットで、市場でどのようなものを買われているか分かっていますので、それぞれの食べ物に農薬の残留がどれくらいあるかを調べ、残留基準と比べて摂取量が多くなるようなものがあれば、そういう農薬の残留基準から先にもう一度見直す方向で考えています。もっと効率よく見直すための分析法についても今、研究を進めておるといことです。そんなことで農薬の残留基準を定めつつあることです。

司会

よろしいでしょうか。

そうしますと、時間も迫っておりますが、伊藤さん。

伊藤（消費者）

先ほど、大蔵さんが絶対に消費者に出すものと、ご自身と差はありませんと言っていたので私はとてもよかったと思います。そういう話を聞いたときにわからないものから「さあ」とか言うんですけれども、そういうお話を聞いたということをお伝えできようかと思います。

それと。お話の中でありました曲がったキュウリの話とか、それから価格が多少高くてもというようなことでございますけれども、正直にそのあたりはお伝えをしておかなければ

ばいけないだろうというふうに思います。

生産者の方が生業としていると、本当に重い言葉だと思いますが、同時に消費者も限られたお金の中で生活をするわけですから、できるだけ安いものがほしいと、これは本音でございます。じゃあどれだけ高いものだったら、例えば有機ですとか、特裁だったらいいのかというアンケートをしますと、必ず「少々高いものだったらいいですよ」という答えが帰ってまいります。数字で示しますと大体 1.2 から 1.3 倍だったらいいよということですが、現場でそれを販売ということになりますと、1.2 倍ではなかなか販売できない、もうせいぜい 1.15 というのが限度だというふうなところでございますので、それまた正直な、客観的な数字であるというふうに私は思っております。そういったようなことで、農薬に対して消費者の不安というのはいろいろあるわけですが、これはやはりその不安は何なのかということの一つ一つ明らかにしながら、それをつぶしていく、理解をして、お互い理解をしていくということしか、これを多分解決する道はないのではないかと思います。

きょうも、古い1つの知識を塗りかえることもできましたので、これからもいろんな場で、そういうことを真田さんたちがおっしゃったようなことを積み重ねていくという地道な努力がやはり必要なのかなというふうに私は最後、きょうの感想で思ったことでございます。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

では、生産者の方から大蔵さん、お願いいたします。

大蔵

先ほどサカタさんの方からちょっとお話がありました種子のことに関連するんですけども、農水省にお伺いしたいんですが、マイナー作物の農薬がないんですよね。今年みたいに暑くて雨が多いと、ブロッコリーなど壊滅状態なんです。行くところがないからサカタさんとか、タキイさんに「あなたのところの種が悪いからこうなったのよ」と言っただけ口を求めているんですけども、種子代しかいただけないという現状でございます。

きょうの会場の皆様方は本当に私たちのすばらしいサポーターだと思っておりますが、ぜひ今後、こういった機会がございましたら、若いお母さん方にご出席いただきたいと存じます。

それから、消費者の皆様方をお願いしたいんですけども、私たちのJAグループ、皆様方のお近くに昔の農協ですね、今JAとっておりますが、その女性部組織、全国で110万ございます。それがことしの活動といたしまして地産地消運動、そして子供の食育を全国に繰り広げております。地産地消というのは、地元でとれたものを地元で食べましょう、昔の人の知恵でございまして、三里四方のものを食べましょう、そういうことによって、やはり旬のものを食べるということで、農薬は減らせます。それと子供を育てる若いお母さん、3歳までに味覚は決まります。その食育に力を入れておりますので、ぜひお帰りになりましたら、JAグループの女性組織の方と一緒に頑張ってご協力をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

ちょっとご質問もございましたので、横田の方からお答えいたします。

横田

今のマイナー作物の問題でございます。

農取法を改正したことによって、実際にそのマイナー作物に使える農薬が本当なくなってしまうというのはこれ現実でございます。実は農取法を改正したときに、15年3月に施行してありますが、2年程度の間については経過措置を設けましょうと、要するに似たような作物で残留基準があって、使い方が似たものがあれば一番厳しいものを適用して、2年間だけは使うことを認めましょうと、ただ、その間に農薬登録に必要ないろんなデータをとってもらって、農薬の登録をしてくださいをお願いしてるんですが、実は實際上2年間と言っていましたけど、スタートしたのはほんの1年くらい前からそのデータのとり方が始まってるとですね。

ことしの場合には最初夏がべらぼうに暑かったので、試験をするためには病害虫が発生してくれて、そこに農薬の効果があるかどうかを見なきゃいけないんですが、病害虫が発生しないと効果を見ることができないんですね。その後大分データがとれますよと言ったら、台風が今年は10個も来まして、結局作物自体が流されちゃったり、果実が落ちちゃったりして実は分析ができないという状況がきてます。

ただ、私どもの方としたら一応2年程度の間、頑張りましょうと言ってるものですから、当然ながらその消費者の方々の意見も聞かなければいけないんで、実はどうしようかとい

うのを非常に苦慮しているところでございます。当然ながらこれからのいろんなところで意見交換をしていって、どういうふうに通過措置をもっていくのか、またマイナー作物の農薬登録の拡大をどう進めていくのか、私としても今一番大きな問題だと思っておりますので、できるだけ早いうちにいろんな結論を出していきたいと思っております。

すみません、今明確に結論出せるところまで至っておりません。

司会

いろいろご意見、ご発言をいただいているところでございますけれども、お約束の4時になってしまいましたので、ここで意見交換を終わらせていただきたいと思います。

最後に、横田の方からまとめてみましたお話をさせていただきます。

横田（農林水産省）

どうも、皆さん、きょうはありがとうございました。

私どもの方でもまだまだ足りないということは、もうきょうのお話の中でも重々わかりました。ただ、生産者の方々と消費者の方々と、きょう本当に両者の間でいろんな意見交換がもう実質できたというのはありがたいですし、それを聞いてるだけでも私ども非常に参考になったと思います。

これからもこういう会合できるだけ持ちたいと思っておりますし、また情報伝達が不十分だというのは、先の住宅地の話でもございましたし、子供たちへの情報提供の話でもございましたので、我々もできるだけやっつけようと思うんですが、なかなか力が足りないところで、また消費者の方々なり生産者の方々からお知恵を拝借しながらやりたいと思っておりますので、密接にどうぞ協力の方もよろしくお願いしたいと思います。

司会

長時間、本当にありがとうございました。

農薬に限らず、私ども食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省連携しまして、リスクコミュニケーションとして取り組んでおります。なかなかまだご理解いただけない部分でございまして、機会を見つけてまた足をお運びいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、アンケートを資料の中に入れてございます。ぜひ今後の会の運営のためにもご回答いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。